

有価証券報告書

事業年度 自 2019年4月1日
(第58期) 至 2020年3月31日

株式会社 ミスミグループ本社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第58期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	12
2 【事業等のリスク】	12
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
4 【経営上の重要な契約等】	19
5 【研究開発活動】	19
第3 【設備の状況】	20
1 【設備投資等の概要】	20
2 【主要な設備の状況】	20
3 【設備の新設、除却等の計画】	22
第4 【提出会社の状況】	23
1 【株式等の状況】	23
2 【自己株式の取得等の状況】	48
3 【配当政策】	49
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	50
第5 【経理の状況】	64
1 【連結財務諸表等】	65
2 【財務諸表等】	105
第6 【提出会社の株式事務の概要】	115
第7 【提出会社の参考情報】	116
1 【提出会社の親会社等の情報】	116
2 【その他の参考情報】	116
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	117

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月26日

【事業年度】 第58期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

【会社名】 株式会社ミスミグループ本社

【英訳名】 MISUMI Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 西 本 甲 介

【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽二丁目5番1号

【電話番号】 03-5805-7050（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 CFO 男 澤 一 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目5番1号

【電話番号】 03-5805-7401

【事務連絡者氏名】 常務取締役 CFO 男 澤 一 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第54期	第55期	第56期	第57期	第58期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	(百万円)	240,139	259,015	312,969	331,936	313,337
経常利益	(百万円)	25,119	26,462	34,679	31,815	23,245
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	16,907	18,387	25,601	24,034	16,504
包括利益	(百万円)	12,711	16,141	26,106	23,988	10,816
純資産額	(百万円)	142,333	155,658	186,719	205,424	211,630
総資産額	(百万円)	194,186	212,041	243,492	252,393	264,684
1株当たり純資産額	(円)	515.39	560.79	653.71	717.56	737.99
1株当たり当期純利益	(円)	61.65	66.94	91.01	84.80	58.18
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	57.94	64.70	89.76	84.48	57.98
自己資本比率	(%)	72.8	72.9	76.1	80.6	79.2
自己資本利益率	(%)	12.4	12.4	15.1	12.4	8.0
株価収益率	(倍)	26.1	30.1	32.1	32.5	40.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	16,714	19,508	24,324	13,048	28,218
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△9,470	△6,056	△14,887	△16,955	△16,659
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△3,581	△4,008	△5,725	△5,991	△6,428
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	39,204	47,840	51,713	41,753	44,439
従業員数 [ほか、平均臨時従業員数]	(名)	9,628 [1,137]	10,167 [1,424]	11,241 [2,007]	12,300 [1,882]	12,138 [1,398]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第57期の期首から適用しており、第56期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第54期	第55期	第56期	第57期	第58期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益	(百万円)	13,543	16,869	23,986	26,248	23,608
経常利益	(百万円)	3,715	5,091	6,648	4,653	4,177
当期純利益	(百万円)	3,617	5,075	6,422	4,379	3,885
資本金	(百万円)	6,996	7,593	12,812	13,023	13,231
発行済株式総数	(千株)	274,606	275,689	283,439	283,756	284,028
純資産額	(百万円)	51,656	53,956	65,358	64,472	63,755
総資産額	(百万円)	77,167	85,943	77,477	70,070	71,849
1株当たり純資産額	(円)	186.95	193.36	227.21	222.62	219.07
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	15.42 (7.37)	16.71 (7.61)	22.60 (11.52)	21.20 (10.21)	14.55 (7.51)
1株当たり当期純利益	(円)	13.19	18.48	22.83	15.45	13.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	11.01	17.78	22.31	15.39	13.65
自己資本比率	(%)	66.5	62.0	83.1	90.1	86.6
自己資本利益率	(%)	7.1	9.7	10.9	6.9	6.2
株価収益率	(倍)	122.1	108.9	127.9	178.1	172.0
配当性向	(%)	116.9	90.6	99.7	137.3	106.3
従業員数 [ほか、平均臨時従業員数]	(名)	882 [604]	1,037 [799]	1,220 [1,147]	1,293 [1,104]	1,448 [825]
株主総利回り (比較指標： 配当込み TOPIX)	(%) (%)	100.6 (89.2)	126.4 (102.3)	184.1 (118.5)	174.9 (112.5)	151.3 (101.8)
最高株価	(円)	5,640 ※1,900	2,169	3,700	3,410	3,075
最低株価	(円)	4,430 ※1,200	1,445	1,965	2,001	1,804

- (注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2 従業員数は、就業人員数を表示しております。
3 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
4 ※印は、株式分割（2015年7月1日、1株→3株）における権利落後の株価であります。
5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第57期の期首から適用しており、第56期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	沿革
1963年2月	電子機器及びベアリング等の販売を目的として三住商事株式会社（資本金500千円）を東京都千代田区に設立。
1965年7月	プレス金型用部品として、ノックピンを発売。
1973年6月	中部営業所（現 名古屋営業所）を愛知県日進町（現 愛知県日進市）に開設。 以後各地に営業所を開設、展開。
1977年1月	「プレス金型用標準部品」カタログを創刊。
1980年1月	業界情報・技術情報の提供を目的に情報紙「Voice」を創刊。
1981年4月	関西地区流通センターとして関西プラント（現 西日本流通センター）を兵庫県三田市に開設。
1985年5月	「プラスチック金型用標準部品（現 プラ型用標準部品）」カタログを創刊。
1987年9月	台湾台北市に台北支店（日商三住商事）を開設。
1988年2月	米国イリノイ州に現地法人「MISUMI USA, INC.（現 連結子会社）」を設立。
1988年9月	「自動機用標準部品（現 FA用メカニカル標準部品）」カタログを創刊。
1989年5月	株式会社ミスミに商号変更。 台湾台北市に現地法人「MISUMI TAIWAN CORP.（現 連結子会社）」を設立し、台北支店の業務を継承。
1991年4月	「研究開発用電子部品（現 FA用エレクトロニクス）」カタログを創刊。
1991年8月	関西プラント（現 西日本流通センター）新社屋完成。
1993年7月	「金型加工用工具（現 Tool-DIRECT）」カタログを創刊。
1994年1月	東京証券取引所市場第二部に上場。
1994年4月	シンガポールに現地法人「MISUMI SOUTH EAST ASIA PTE., LTD.（現 連結子会社）」を設立。
1994年7月	「FA用加工部品（現 メカニカル加工部品）」カタログを創刊。
1995年6月	FAコンピュータ部品「コンピュータ&ネットワーク部品（現 FA用エレクトロニクス）」カタログを創刊。
1995年8月	香港に現地法人「MISUMI E.A.HK LIMITED（現 連結子会社）」を設立。
1997年1月	タイ バンコクに現地法人「MISUMI (THAILAND) CO., LTD.（現 連結子会社）」を設立。
1998年9月	東京証券取引所市場第一部に上場。
1999年5月	ソウル（韓国）に現地法人「MISUMI KOREA CORP.（現 連結子会社）」を設立。
2003年4月	ドイツに現地法人「MISUMI EUROPA GmbH（現 連結子会社）」を設立。
2003年6月	上海（中国）に現地法人「SHANGHAI MISUMI PRECISION MACHINERY CO., LTD.（現 MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.）（現 連結子会社）」を設立。
2003年10月	上海（中国）に物流拠点としてQCT配送センターを開設。
2004年5月	北米にてFAインチ単位カタログを創刊。 北米に物流拠点としてQCT配送センターを開設。
2005年4月	「駿河精機株式会社（現 株式会社駿河生産プラットフォーム）（現 連結子会社）」を買収。 「株式会社ミスミグループ本社」へ商号変更、全事業を承継する「株式会社ミスミ（現 連結子会社）」を設立。
2005年7月	広州（中国）に物流・生産拠点としてQCT配送センターを開設。 ベトナムに駿河ベトナム第2工場を開設。
2005年10月	タイに物流・生産拠点としてQCT配送センター、駿河タイ工場を開設。
2006年1月	フランクフルト（ドイツ）に物流拠点としてQCT配送センターを開設。
2006年8月	静岡県に「三島精機株式会社（現 連結子会社）」を設立。
2006年9月	韓国に現地法人「SURUGA KOREA CO., LTD.（現 連結子会社）」を設立。
2006年10月	マレーシアに営業拠点を開設。 韓国に物流拠点としてQCT配送センターを開設。
2006年12月	ベトナムに営業拠点を開設。
2007年2月	韓国に生産拠点として駿河韓国工場を開設。
2007年4月	熊本県にカスタマー・サービス・センターとしてミスミQCTセンター熊本を開設。
2007年10月	兵庫県神戸市に集合生産基地としてミスミ生産パークを設立。
2007年11月	深セン（中国）に営業拠点を開設。
2008年3月	株式会社ミスミの子会社として、「株式会社SPパーツ」の株式を全額譲受。
2009年3月	インドに現地法人「MISUMI INDIA Pvt. Ltd.（現 連結子会社）」を設立。

年月	沿革
2010年7月	イタリアに営業拠点を開設。
2010年8月	寧波（中国）に営業拠点を開設。
2011年1月	チェンナイ（インド）に営業拠点を開設。 駿河精機株式会社を「株式会社駿河生産プラットフォーム」へ商号変更、OST事業を継承する子会社「駿河精機株式会社（現 連結子会社）」を新設し営業を継続。
2011年2月	マレーシア営業所を現地法人化（MISUMI MALAYSIA SDN. BHD.）（現 連結子会社）。
2011年4月	インドに現地法人「SURUGA India Pvt. Ltd.（現 連結子会社）」を設立。
2011年5月	大邱（韓国）に営業拠点を開設。
2011年6月	武漢（中国）、バンガロール（インド）、新竹（台湾）に営業拠点を開設。
2011年7月	蘇州、東莞（中国）に営業拠点を開設。
2011年8月	上海（中国）に現地法人「スルガセイキ商貿(上海)有限公司（現 スルガセイキ科技（上海）有限公司）（現 連結子会社）」を設立。
2011年9月	北京（中国）に営業拠点を開設。
2011年10月	大連（中国）に営業拠点を開設。 ベトナムに生産拠点として駿河ベトナム第3工場を開設。 インドに生産拠点として駿河インド工場を開設。
2012年3月	青島（中国）に営業拠点を開設。
2012年7月	成都（中国）に営業拠点を開設。
2012年11月	米国金型部品メーカーの「Dayton Progress Corporation（現 連結子会社）」および The Anchor Danly Company の Components 事業会社である「Anchor Lamina America, Inc.（現 連結子会社）」を買収。
2013年1月	南通（中国）に「スルガセイキ（南通）有限公司（現 連結子会社）」を設立。 インドネシアに現地法人「PT. MISUMI INDONESIA（現 連結子会社）」を設立。
2013年3月	西安（中国）に営業拠点を開設。
2013年5月	厦門（中国）に営業拠点を開設。
2013年9月	チカラン（インドネシア）に営業拠点・配送センターを開設。
2014年3月	南通（中国）に生産拠点として、南通工場を開設。
2014年7月	株式会社駿河生産プラットフォームが一般社団法人日本能率協会の2014年度 GOOD FACTORY 賞「ものづくりプロセス革新賞」を受賞。
2014年9月	ブネ（インド）に営業拠点を開設。
2015年4月	株式会社ミスミが「株式会社ダイセキ」を子会社化。
2015年10月	ベトナムに生産拠点として駿河ベトナム第4工場を開設。
2016年7月	ベトナムに現地法人「MISUMI VIETNAM CO., LTD.」を設立。
2017年11月	メキシコに現地法人「MISUMI Mexico S.de R.L. de C.V.」および「MISUMI Mexico Service S.de R.L. de C.V.」を設立。
2019年4月	愛知県稲沢市に中日本流通センターを開設。
2019年8月	佛山（中国）に現地法人「スルガセイキ(佛山)有限公司（現 連結子会社）」を設立。
2019年10月	上海（中国）に現地法人「MISUMI Investment (Shanghai) Co., Ltd.（現 連結子会社）」を設立。
2019年11月	シンガポールに現地法人「MISUMI TREASURY SINGAPORE PTE. LTD.（現 連結子会社）」を設立。
2020年1月	神奈川県川崎市に東日本流通センターを移転拡張。
2020年3月	上海（中国）に現地法人「MISUMI (Shanghai) Supply Chain Management Co.,Ltd.（現 連結子会社）」を設立。

3 【事業の内容】

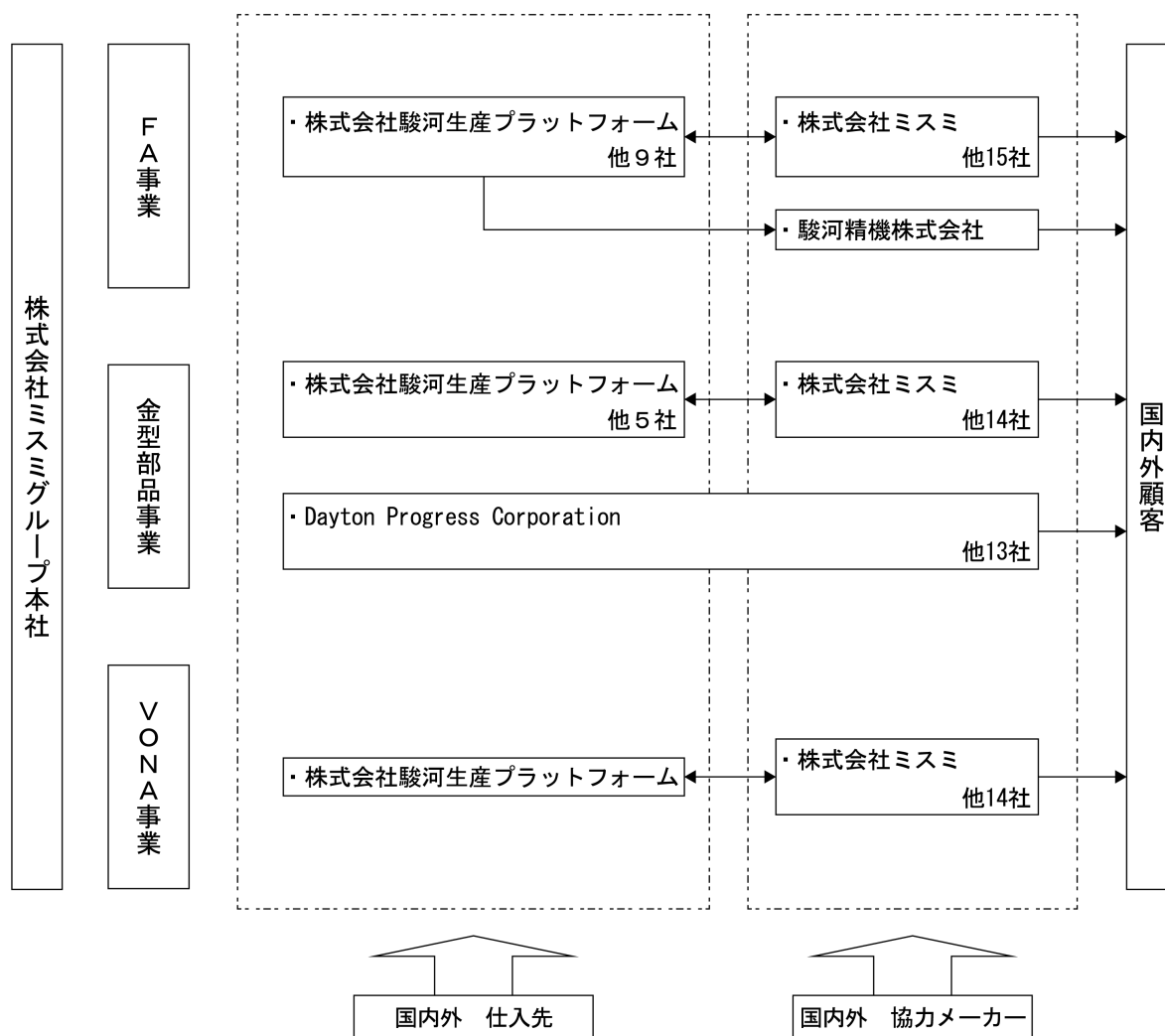
当社グループは、株式会社ミスミグループ本社(当社)、連結子会社49社、非連結子会社1社及び関連会社2社で構成されており、F A事業、金型部品事業、VONA事業の3つの領域において事業を展開しております。

当社グループの事業に関わる位置付け及び報告セグメントとの関係は次のとおりであります。

なお、報告セグメントと同一の区分であります。

事業の名称	事業の概要	主要な取扱商品名	主要な子会社及び関連会社名
F A事業	F A（ファクトリーオートメーション）などの生産システムの合理化・省力化で使用される自動機の標準部品（シャフト、ブッシュ、リニアガイド、位置決め部品、プーリー、アルミフレーム、ステージなど）をはじめ、高精度の精密生産装置に利用される自動位置決めモジュール、光技術関連の各種実験研究機器の開発・提供と電子機器類のデジタル化に伴い変化する各種機器生産現場への部材などを開発・提供しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・シャフト ・ブッシュ ・リニアガイド ・位置決め部品 ・プーリー ・ステージ <p style="text-align: right;">等</p>	株式会社ミスミ 株式会社駿河生産プラットフォーム 駿河精機株式会社 (計27社)
金型部品事業	主に自動車、電子・電機機器分野に金属塑性加工用プレス金型、プラスチック射出成形用金型に組み込む金型標準部品（パンチ&ダイ、スプリングガイド、エジェクタピン、コアピン、ガイド、リテーナなど）、精密金型部品の開発・提供をしております。	<ul style="list-style-type: none"> ・パンチ&ダイ ・スプリングガイド ・エジェクタピン ・コアピン ・ガイド ・リテーナ <p style="text-align: right;">等</p>	株式会社ミスミ 株式会社駿河生産プラットフォーム Dayton Progress Corporation (計35社)
VONA事業	ミスミブランド以外のメーカー品も取り揃えた、ウェブ販売を中心とする一般流通品事業です。生産設備関連部品に加えて、製造副資材やMRO（消耗品）などを提供しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・空圧・配管部品 ・ねじ・ボルト ・座金・ナット ・配線部品 ・制御部品・PC部品 ・切削工具 ・生産加工用品 ・梱包・物流保管用品 ・安全保護用品 ・環境衛生用品 ・オフィス用品 <p style="text-align: right;">等</p>	株式会社ミスミ MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD. 株式会社駿河生産プラットフォーム (計16社)

事業の系統図は次の通りであります。



- (注) 1 ↔ は、製品・商品、サービスの流れを表しております。
 2 本状況は、2020年3月31日現在の企業集団の状況を記載しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容	摘要
(連結子会社) 株式会社ミスミ	東京都 文京区	850百万 円	F A 金型部品 VONA	100.0	当社グループの販売拠点 及び調達拠点 役員の兼任 1名	(注4、5)
駿河精機株式会社	静岡県 静岡市	100百万 円	F A	100.0	当社グループの販売拠点 役員の兼任 2名	
株式会社駿河生産 プラットフォーム	静岡県 静岡市	491百万 円	F A 金型部品 VONA	100.0	当社グループの生産拠点 役員の兼任 1名	
三島精機株式会社	静岡県 駿東郡	80百万 円	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注2)
株式会社ダイセキ	兵庫県 神戸市	10百万 円	F A	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名	(注2)
MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.	中国 上海	587,328千 RMB	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点及び調達拠 点として、主として中国地区を担当	(注2、4、 5)
MISUMI Investment (Shanghai) Co., Ltd.	中国 上海	RMB 0	持株会社	100.0 (100.0)		(注2)
MISUMI (Shanghai) Supply Chain Management Co., Ltd.	中国 上海	RMB 0	サプライチ ェーン管理	100.0 (100.0)		(注2)
スルガセイキ科技(上海) 有限公司	中国 上海	25,325千 RMB	F A	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点 役員の兼任 1名	(注2)
MISUMI E. A. HK LIMITED	中国 香港	8,000千 HK\$	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主として香港地区を担当	(注2)
スルガセイキ(南通)有限公司	中国 南通	624,769千 RMB	F A	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点 役員の兼任 1名	(注2、4)
スルガセイキ(上海)有限公司	中国 上海	112,992千 RMB	F A 金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注2、4)
スルガセイキ(佛山)有限公司	中国 佛山	2,178千 RMB	F A	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注2)
Wuhan Dong Feng Connell Die & Mold Standard Parts Co., Ltd.	中国 武漢	13,117千 RMB	金型部品	63.0 (63.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
MISUMI KOREA CORP.	韓国 ソウル	700,000千 KRW	F A 金型部品 VONA	100.0	当社グループの販売拠点及び調達拠 点として、主として韓国地区を担当	
SURUGA KOREA CO., LTD.	韓国 京畿道	2,502,840千 KRW	F A	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注2)
MISUMI TAIWAN CORP.	台湾 台北	15,000千 NT\$	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点及び調達拠 点として、主として台湾地区を担当 役員の兼任 1名	(注2)
MISUMI Vietnam CO., LTD.	ベトナム バクニン	405,237百万 VND	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点及び調達拠 点として、主としてベトナム地区を 担当	(注2、4)
SAIGON PRECISION CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	95,200千 US\$	F A 金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注2、4)
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨー	118,805千 THB	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主としてタイ地区を担当	(注2)
SURUGA (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨー	107,000千 THB	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点	(注2)
MISUMI INDIA Pvt. Ltd.	インド グルガオン	1,878,720千 INR	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主としてインド地区を担当	(注2、4)
SURUGA India Pvt. Ltd.	インド グルガオン	360,460千 INR	金型部品	100.0 (99.7)	当社グループの生産拠点	(注2)

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合(%)	関係内容	摘要
MISUMI SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.	シンガポール	1,000千 S\$	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主として東南アジア・オセアニア地区 を担当	(注2)
MISUMI TREASURY SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール	89,300千 US\$	グループ ファイナンス 業務等	100.0 (99.9)	役員の兼任 1名	(注2、4)
MISUMI MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア スランゴール	2,500千 MYR	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主としてマレーシア地区を担当	(注2)
PT. MISUMI INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	127,552百万 IDR	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主としてインドネシア地区を担当	(注2)
MISUMI USA, INC.	米国 イリノイ州	4,900千 US\$	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主として北米地区を担当 役員の兼任 1名	(注2)
MISUMI Investment USA Corporation	米国 デラウェア州	100 US\$	持株会社	100.0 (100.0)		(注2)
Dayton Lamina Corporation	米国 オハイオ州	1,000 US\$	持株会社	100.0 (100.0)		(注2)
Dayton Progress International Corporation	米国 オハイオ州	2,500 US\$	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注2)
Dayton Progress Corporation	米国 オハイオ州	348千 US\$	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
Anchor Lamina America, Inc.	米国 ミシガン州	0 US\$	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
P. C. S. Company	米国 ミシガン州	500千 US\$	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
Connell Asia Limited LLC	米国 デラウェア州	1,000千 US\$	持株会社	100.0 (100.0)		(注2)
Connell Anchor America, Inc.	米国 デラウェア州	0 US\$	持株会社	100.0 (100.0)		(注2)
Dayton Progress Canada, Ltd.	カナダ オンタリオ州	100 CA\$	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
MISUMI Mexico S. de R. L. de C. V.	メキシコ ケタロ	172,636千 MXN	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主として南米地区を担当	(注2)
MISUMI Mexico Service S. de R. L. de C. V.	メキシコ ケタロ	107千 MXN	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)		(注2)
Dayton Progress (Mexico), S. de R. L. de C. V.	メキシコ ケタロ	148,982千 MXN	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
Dayton Progress (Mexico) Services, S. de R. L. de C. V.	メキシコ ケタロ	3千 MXN	金型部品	100.0 (100.0)		(注2)
MISUMI Europa GmbH	ドイツ フランクフル ト	6,500千 EUR	F A 金型部品 VONA	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点として、 主として欧州地区を担当 役員の兼任 1名	(注2)
Dayton Progress GmbH	ドイツ オーパーウル ゼル	1,533千 EUR	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注2)
Dayton Progress SAS	フランス モー	440千 EUR	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注2)
Dayton Progress Ltd.	英国 ウォリック シャー	100 GBP	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの販売拠点	(注2)
Dayton Progress -Perfuradores Lda	ポルトガル アルコバサ	400千 EUR	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
Dayton Progress s. r. o.	チェコ ベナートキ ・ナト・イゼロウ	200千 CZK	金型部品	100.0 (100.0)	当社グループの生産拠点及び 販売拠点	(注2)
その他2社						

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容	摘要
(持分法適用会社) 2社						

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
- 2 「議決権の所有又は被所有割合」欄は、すべて所有の割合であり、(内書)は間接所有の割合であります。
- 3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
- 4 連結子会社のうち特定子会社は、株式会社ミスミ、MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.、MISUMI Vietnam CO., LTD.、MISUMI INDIA Pvt. Ltd.、SAIGON PRECISION CO., LTD.、スルガセイキ(上海)有限公司、スルガセイキ(南通)有限公司及びMISUMI TREASURY SINGAPORE PTE. LTD.であります。
- 5 株式会社ミスミ及びMISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。なお、記載数値は連結会社相互間の内部取引について消去してございません。

主要な損益情報等	株式会社ミスミ	MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.
① 売上高	201,878百万円	51,213百万円
② 経常利益	10,828百万円	2,972百万円
③ 当期純利益	6,855百万円	2,233百万円
④ 純資産額	104,534百万円	21,621百万円
⑤ 総資産額	151,937百万円	29,148百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2020年3月31日現在)

セグメントの名称	国内	海外	合計
FA事業	985 [126]	3,268 [6]	4,253 [132]
金型部品事業	368 [24]	2,803 [81]	3,171 [105]
VONA事業	465 [234]	404 [1]	869 [235]
全社(共通)(注2、3)	1,672 [881]	2,173 [45]	3,845 [926]
合計	3,490 [1,265]	8,648 [133]	12,138 [1,398]

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。尚、育成および人事交流を主目的としてミスミグループ外の企業へ出向している社員については、従業員数に含めています。
- 2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している実人員数であります。
- 3 各セグメントにわたって、受注・物流を担っている株式会社ミスミグループ本社の従業員(759名)及び在外販売子会社(Dayton Lamina Corporation及びその子会社除く)の人員数(1,853名)については、全社(共通)に含めて表示しています。

(2) 提出会社の状況

(2020年3月31日現在)

	従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
正社員	1,032	38.1	5.1	6,625,688
有期雇用社員	416	—	—	—
合計	1,448[825]	—	—	—

- (注) 1 当社と子会社である株式会社ミスミは、人事制度上はほぼ一体として運営されており、経営組織の変更などに伴い当社と株式会社ミスミとの間で従業員の大規模な異動が発生することがあります。上記の内容をふまえて、当社と株式会社ミスミを合計して計算した場合、正社員数は1,878名、平均年齢は38.1歳、平均勤続年数は5.5年及び平均年間給与は7,036,359円となります。
- 2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。尚、育成および人事交流を主目的としてミスミグループ外の企業へ出向している社員については、従業員数に含めています。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題

世界経済および日本経済は、米中貿易摩擦の長期化、および新型コロナウイルス感染拡大の影響により不透明感が増えています。当社は、社員の健康と安全確保を最優先として新型コロナウイルスの対策本部を設け、グローバルで社員や家族の健康状況の確認を日々行うとともに、顧客への供給責任を果たすべく生産・物流・顧客対応に最大限の努力をもって取り組んでいます。当社顧客の業種は多岐にわたり、医療機器や医薬品、食品製造なども含まれていることから、当社が商品の供給責任を果たすことは重要なライフラインを維持するための社会的責任であります。当社は、グローバル5極生産の強みを活かしサプライチェーンを即時切替できる体制を構築するなど、これまでに築いてきた強固な事業基盤を活用し供給を継続することで顧客の确实短納期へのニーズに着実に応えてまいります。

今後も、社内外での感染防止策を徹底しつつ、環境変化にも即時に対応する「グローバル确实短納期」の強みを活かすとともに、加速する「デジタルものづくり」対応への投資は厳選したうえで継続するなど、景況回復時の持続的成長に向けたモデル革新に取り組みます。

① 事業領域の拡大とグローバル展開

当社グループは、メーカー事業と流通事業を併せ持つ強みを最大限に発揮し、事業領域の拡大とグローバル展開を加速し、製造業への貢献領域を拡大させております。

メーカー事業では、FA事業、金型部品事業の商品領域を拡大するとともに、従来のカタログ・WEBに加え3DCADシステムに連携したサービスの提供を通じ、顧客の設備設計、調達プロセスを大幅に短縮させ、利便性の向上に貢献してまいります。

流通事業においては、VONA事業で他社ブランドを含めた商品領域を拡大させると同時に、世界各地域の顧客ニーズに合致した品揃えや在庫の充実によってワンストップ性向上を図り、グローバル展開の加速を強力に推進してまいります。こうした取り組みを通じて、グローバルでの顧客基盤の継続的な強化・拡大を図り、景況回復時の成長加速を実現してまいります。

② 事業基盤（プラットフォーム）の刷新

足元の需要動向を踏まえ一時的に投資を抑制するものの、デジタルものづくりに適合したモデル革新に向け、生産・物流・ITなど事業基盤の強化への投資はテーマを厳選したうえで継続強化してまいります。

引き続き、グローバル确实短納期を一層強化するために、物流拠点の新設や拡張によって在庫を積極的に積みまして顧客のニーズに応えてまいります。また、世界No.1の生産材データベース構築や各国の顧客嗜好に最適化した新ECサイトの導入などにも継続的に取り組みます。さらには次世代基幹システムの構築により确实短納期の安定性・信頼性を高めてまいります。

③ 組織の進化

当社グループの組織コンセプトは、「末端やたら元気」と「戦略的束ね」の両立です。「創って、作って、売る」をワンセットで具備する組織を中核とし、権限委譲を図りながら「末端やたら元気」を実現するとともに、ラインによる戦略指導で各組織と経営トップの戦略整合を図り「戦略的束ね」を実現しています。この理念の下で経営環境の変化やミスミ組織の拡大に対応しながら組織を進化させております。

世界的に製造業のデジタルものづくりへの進化が加速する中、当社グループは、中国・アジア・欧州・米州という地域ごとに全権を持つ企業体組織を置き、各地域の需要に迅速に対応する体制で事業拡大を図っております。また、商品企業体組織や生産・物流・IT・顧客サービスのプラットフォーム組織は、各地域における競争力のある商品、サービスを提供することで、グループ全体における戦略展開を加速させております。

これに加え、20年2月より代表取締役を1名から2名体制に移行することで経営体制を強化いたしました。管掌を分担し経営意思決定の迅速化を図ることで、モデル革新と事業成長の加速を実現してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、持続的成長を通じた企業価値の向上を目指しており、主に売上高や営業利益を経営指標として定めております。

2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性のある主なリスクには、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

① 特定業界の市場動向が業績に及ぼす影響について

当社グループは、F A事業および金型事業において、自動車・電機（液晶・半導体を含む）業界を主要顧客としております。また、ミスミブランド以外の他社商品も含めた生産設備関連部品に加え間接材も扱うVONA事業では広く製造業全般を顧客としています。当社グループの業績は上記の業界ならびに広く製造業全般の設備投資動向ならびに生産動向の影響を受け、変動することがあります。

② 海外事業展開について

当社グループは、「地域企業体」を中国・アジア・欧州・米州に設立し海外事業展開を強化しております。各地の政治的・経済的変動などにより各地域の事業計画の遂行に大きな影響を受けます。事業の諸条件が計画通りに進捗しない場合、経費や設備投資などの先行支出の回収遅延により、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、当連結会計年度も米中貿易摩擦の長期化等、海外事業展開の不安定要素が増しており、影響のある地域の顧客の業績悪化や設備投資の見直しなどにより、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 品質管理について

当社グループの商品は多岐に渡り、様々な分野で使われることから商品の欠陥または商品に関する各種の規制の違反（構成物質の有害性の有無や輸出入に関する規制を含む）が発生した場合、商品の回収、販売停止や各種の費用の発生など、経済的損失及び信用失墜につながる可能性があります。

④ 顧客情報の管理について

当社グループはインターネットを利用したウェブカタログおよび紙カタログを活用した販売形態であり、多くの顧客情報を扱っております。万一情報の漏洩等が発生した場合、大きな信用失墜・経済的損失につながるリスクを内在しております。

なお、当社では、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティガイドライン」等の情報管理のルールを制定し、当社グループ全社に対して周知徹底を図っております。

⑤ 自然災害等の発生による影響について

大規模な地震やその他の自然災害が発生した場合または感染症が広く拡大した場合、製品および商品の生産または流通形態に支障をきたし、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、2020年初頭より顕在化した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、当社では社員の健康と安全確保を最優先にするとともに、顧客への供給責任を果たすべく生産・物流・顧客対応に取り組んでおりますが、今後事態が深刻化、長期化した場合には、当社及び当社顧客の生産・稼働に影響を及ぼし、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ システム・インターネットの障害の発生による影響について

当社グループは、ウェブカタログによる商品の受注のほか、3D CADシステムに連携したサービスを主にインターネット経由で行っております。インターネットや当社グループの基幹システムに大規模な障害等が発生した場合、商品の受注・生産または流通に支障をきたし、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 為替相場の変動について

当社グループは、様々な通貨・条件での取引を行っており、主に外貨建取引及び外貨建債権・債務残高等については、外国為替変動の影響を受ける可能性があります。当社グループはこうした外国為替のリスクを一定程度まで低減するため、先物為替予約を利用する等の施策を講じておりますが、必ずしも完全に回避できるものではありません。

⑧ 人材について

当社グループの中長期的な成長のためには、適切な時期に優秀な人材を採用、確保し、育成することが必須であると認識しております。しかしながら、優秀な人材の採用及び確保に関する競争は激化しております。当社グループがこのような優秀な人材の採用及び確保が計画どおり進まなかった場合、当社グループの業績および事業成長に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦の長期化に伴い製造業の設備投資や稼働の低迷が続いたことに加え、年度末にかけて新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、総じて厳しい状況となりました。主要国における自動車関連の需要低迷なども継続し、日本においては生産用機器の輸出が減少するなどの影響も見られました。

こうした環境の中においても、当社はメーカー事業と流通事業を併せ持つユニークな業態を活かしながら、これを支える事業基盤をグローバルで進化させ、顧客の确实短納期ニーズに応えることで世界の製造業に貢献しています。今期も、世界で加速する「デジタルものづくり」の進化に向けた事業モデルの革新に継続的に取り組み、ITや物流基盤の強化への投資は内容を厳選した上で継続しました。

また、年度末にかけて新型コロナウイルスの影響で中国生産拠点の稼働が一時停止した際には、グローバル5極生産の強みを活かしサプライチェーンを即時切替することにより、顧客の确实短納期ニーズに対応しました。しかしながら売上高、利益ともに製造業の設備投資需要や稼働の低迷が継続したことなどにより、前年比減少となりました。

この結果、連結売上高は3,133億3千7百万円（前年同期比5.6%減）となりました。利益面につきましては、売上減による収益の減少、および持続成長に不可欠な先行投資を厳選した上で継続したことなどにより、営業利益は236億4千万円（前年同期比25.8%減）、経常利益は232億4千5百万円（前年同期比26.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は165億4百万円（前年同期比31.3%減）となりました。

セグメントの名称	売上高			営業利益		
	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減比 (%)	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減比 (%)
F A事業	109,230	99,403	△9.0	18,835	12,578	△33.2
金型部品事業	76,443	72,413	△5.3	6,109	5,009	△18.0
VONA事業	146,262	141,519	△3.2	6,929	6,052	△12.7
合計	331,936	313,337	△5.6	31,874	23,640	△25.8

F A事業は、米州を除く主要地域、とりわけ日本の設備投資需要や稼働の低迷が続いたことにより、売上高は994億3百万円（前年同期比9.0%減）、営業利益については、販売減少の影響、および事業基盤強化に向けた先行投資を厳選した上で継続したことにより、125億7千8百万円（前年同期比33.2%減）となりました。

金型部品事業は、東南アジアにおける販売活動は概ね堅調だったものの、その他の地域では自動車関連の市況低迷が続き、売上高は724億1千3百万円（前年同期比5.3%減）、営業利益については、販売減少の影響、および事業基盤強化に向けた先行投資を厳選した上で継続したことにより、50億9百万円（前年同期比18.0%減）となりました。

VONA事業は、ミスミブランド以外の他社製品も含めた生産設備関連部品、製造副資材、MRO（消耗品）等を販売するミスミグループの流通事業です。事業成長を支える品揃え拡大は今期も継続し、期末時点でグローバルでの取扱品目数は3,100万点に達しました。こうした取り組みや積極的な販売拡大施策により、米州、東南アジア、欧州では売上が伸長したものの日本と中国の減速を補えず、売上高は1,415億1千9百万円（前年同期比3.2%減）、営業利益については、収益改善施策の効果が現れたものの売上の減少や确实短納期強化に向けた投資を厳選した上で継続したことにより、60億5千2百万円（前年同期比12.7%減）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末と比べ26億8千6百万円増加し、444億3千9百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、282億1千8百万円の収入となり、前年同期に比べ151億7千万円収入が増加いたしました。

営業活動によるキャッシュ・フローの主な内訳は、税金等調整前当期純利益が227億8千1百万円、減価償却費が130億7千万円、売上債権の減少額が24億8千6百万円、たな卸資産の増加額が51億5千1百万円、仕入債務の減少額が3億4千1百万円、法人税等の支払額が70億2千4百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、166億5千9百万円の支出となり、前年同期に比べ2億9千5百万円支出が減少いたしました。投資活動によるキャッシュ・フローの主な内訳は、固定資産の取得による支出が180億1千8百万円、定期預金の預入による支出が82億9千1百万円、定期預金の払戻しによる収入が99億8千7百万円、敷金及び保証金の差入による支出が6億9千2百万円であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、64億2千8百万円の支出となり、前年同期に比べ4億3千6百万円支出が増加いたしました。財務活動によるキャッシュ・フローの主な内訳は、配当金の支払額が52億4千7百万円であります。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
F A 事業	32,909	△4.4
金型部品事業	27,188	△5.6
V O N A 事業	447	△27.3
合計	60,545	△5.2

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
F A 事業	31,652	△16.7
金型部品事業	26,652	△7.2
V O N A 事業	87,064	△3.5
合計	145,369	△7.4

- (注) 1 金額は、仕入価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 受注実績

当連結会計年度における受注実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
F A 事業	105,530	△4.3	5,591	+32.7
金型部品事業	75,285	△5.8	2,246	△11.8
V O N A 事業	149,390	△3.3	4,428	+20.0
合計	330,206	△4.2	12,266	+17.4

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 上記の金額には、当社グループにおける外部顧客からの連結受注実績を記載しております。

d. 販売実績

当連結会計年度における販売実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
F A 事業	99,403	△9.0
金型部品事業	72,413	△5.3
V O N A 事業	141,519	△3.2
合計	313,337	△5.6

- (注) 1 主な相手先の販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10に満たないため記載を省略しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(財政状態)

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末と比べ122億9千1百万円(4.9%)増加し、2,646億8千4百万円となりました。流動資産は7億7千4百万円(0.4%)増加し、1,763億9千5百万円となりました。これは主に受取手形及び売掛金が40億7千4百万円(△6.1%)減少した一方で、商品及び製品が37億1千万円(8.7%)増加、現金及び預金が9億6千2百万円(1.9%)増加したことによるものであります。固定資産は115億1千6百万円(15.0%)増加し、882億8千9百万円となりました。有形固定資産が78億6千6百万円(20.9%)増加し、455億3百万円となりました。これは主に、当連結会計年度より一部の在外連結子会社において、IFRS16号「リース」を適用した結果、使用権資産(純額)が51億4千7百万円増加したことによるものであります。無形固定資産は26億7千2百万円(9.0%)増加し、323億3千4百万円となりました。投資その他の資産は9億7千7百万円(10.3%)増加し、104億5千1百万円となりました。

(負債)

負債合計は、前連結会計年度末と比べ60億8千5百万円(13.0%)増加し、530億5千4百万円となりました。流動負債は10億7千1百万円(2.7%)増加し、405億9千2百万円となりました。これは主に支払手形及び買掛金が7億7千万円(△4.2%)減少、未払法人税等が1億1千6百万円(△4.2%)減少した一方で、前述のIFRS16号「リース」を適用した結果、リース債務が16億6千2百万円増加したことによるものであります。また、固定負債は主にリース債務が35億2千8百万円増加したこと、退職給付に係る負債が5億8千2百万円(10.7%)増加したことにより、124億6千2百万円となりました。

これらの結果、流動比率は4.3倍となり、継続して高い安定性を維持しております。

(純資産)

純資産合計は前連結会計年度末と比べ62億5百万円(3.0%)増加し、2,116億3千万円となりました。この主な要因は、利益剰余金が112億5千7百万円(6.8%)増加したことより株主資本が116億7千3百万円(5.8%)増加した一方で、為替換算調整勘定等のその他の包括利益累計額が56億7千9百万円減少したことによりあります。

これらの結果、自己資本比率は前連結会計年度の80.6%から79.2%となりました。

(経営成績)

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、3,133億3千7百万円、前年同期比で185億9千9百万円(△5.6%)の減収となりました。当社の主要顧客である製造業の設備投資需要や稼働の低迷が継続したことにより、FA事業、金型部品事業、VONA事業いずれにおいても減収となりました。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

売上原価は、1,797億5千1百万円、前年同期比で100億9千4百万円(△5.3%)減少しました。売上総利益は、1,335億8千5百万円、前年同期比で85億4百万円(△6.0%)の減益となりました。販売費及び一般管理費は、1,099億4千4百万円、前年同期比で2億7千万円(△0.2%)減少しました。売上高に占める販売費及び一般管理費の割合は前期の33.2%から35.1%へ推移しました。これらの結果、営業利益は236億4千万円、前年同期比で82億3千4百万円(△25.8%)の減益となりました。営業利益率は前期の9.6%から7.5%となりました。

(営業外損益、特別損益)

営業外損益の純額は3億9千4百万円の営業外損失となりました。この結果、経常利益は、232億4千5百万円、前年同期比で85億6千9百万円(△26.9%)の減益となり、経常利益率は前期の9.6%から7.4%となりました。また、特別損益の純額は、4億6千4百万円の特別損失となりました。これらの結果、税金等調整前当期純利益は、227億8千1百万円、前年同期比で90億3千4百万円(△28.4%)の減益となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

親会社株主に帰属する当期純利益は、165億4百万円、前年同期比で75億2千9百万円(△31.3%)の減益となり、売上高純利益率は前期の7.2%から5.3%となりました。また、1株当たり当期純利益は、前期の84.80円

に対して58.18円となりました。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの資金需要のうち主なものは、運転資金及び設備投資資金であります。これらの資金につきましては、全て自己資金による充当を基本としております。

また、より効率的な資金調達を行うため、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

なお、キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、重要な資本的支出の予定につきましては、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載のとおりであります。

③ 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成において採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に記載しております。

また、連結財務諸表の作成にあたり、会計上の見積りを必要とするものにつきましては、過去の実績や当該事象の状況を勘案し、合理的と考えられる方法に基づき行っております。ただし、前提条件や事業環境等に変化が見られた場合には、見積りと将来の実績が異なることがあります。

当社グループの財政状態又は経営成績に対し、重要な影響を与え得る会計上の見積りは以下のとおりです。

(a) たな卸資産の評価

たな卸資産の評価基準として、主として移動平均法、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。従って、予期しない市場価格の下落や需要の減少等が生じた場合、たな卸資産の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(b) 繰延税金資産

繰延税金資産の算定にあたり、将来の業績予測やタックス・プランニング等をもとに将来の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。従って、将来の課税所得の見積額に変更が生じた場合、繰延税金資産が増額又は減額され、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(c) 固定資産の減損

当社グループでは固定資産の減損について、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位で資産をグルーピングし、減損の兆候の有無の判定を行っております。減損の兆候があった場合、将来キャッシュ・フロー等を見積り、減損の要否を判定し、その結果減損が必要と判断された資産については帳簿価額を回収可能価額まで減損処理しております。従って、経営環境の悪化や時価の著しい下落等が生じ、将来キャッシュ・フロー等の見積りが著しく減少した場合、減損損失計上により当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(d) 退職給付費用及び債務

当社の従業員退職給付費用および債務は、年金数理計算上で設定される前提条件に基づいて計上しております。この前提条件には、割引率、将来の報酬水準、退職率、死亡率が含まれており、退職給付債務を計算する際に用いる数理上の前提の変更、年金制度の変更による未認識の過去勤務費用の発生等により、退職給付費用および債務の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループでは、製造技術を保有する駿河生産プラットフォームが核となった研究開発に取り組んでおります。

当社グループの当連結会計年度における研究開発費の総額は1,556百万円であり、研究開発活動は各事業部門が担当しております。

報告セグメント別には、F A事業において新規商品の開発及び生産性の向上を目的として1,393百万円を支出し、金型部品事業において高精度・高付加価値化への事業拡大、生産性の向上を目的として162百万円を支出しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）において、当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の総額は18,018百万円であります。

なお、当社グループにおいては、内部管理上、資産を報告セグメントごとに配分していないため、報告セグメント別の設備投資の概要を記載しておりません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

(2020年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
株式会社 ミスミ	本社 (東京都文京区)	F A 金型部品 VONA	本社施設・設備 その他設備	638	25	—	23,821	24,484	942 (355)
	ミスミQCTセンター (東京都文京区) 他11拠点・営業所等			3	—	—	0	4	— (—)
	西日本流通センター (兵庫県三田市)			311	22	123 (3,002.10)	24	481	— (—)
	東日本流通センター (神奈川県川崎市)			1,820	320	—	334	2,476	— (—)
	中日本流通センター (愛知県稲沢市)			980	1,530	—	461	2,973	— (—)
	ミスミ生産パーク (兵庫県神戸市)	F A 金型部品	生産用施設、 その他設備	1,114	—	1,751 (61,504.89)	0	2,866	— (—)
駿河精機 株式会社	本社 (静岡県静岡市)	F A	その他設備	29	0	—	82	111	133 (24)
株式会社駿河 生産プラットフォーム	本社工場 (静岡県静岡市)	F A 金型部品 VONA	生産設備	1,805	1,192	1,786 (22,524.76)	1,047	5,831	648 (34)
	阿見工場 (茨城県稲敷郡)	F A		312	265	—	118	695	153 (18)
三島精機 株式会社	工場 (静岡県駿東郡)	金型部品		36	9	56 (1,868.21)	7	110	26 (5)
株式会社 ダイセキ	本社 (兵庫県神戸市)	F A	その他設備	29	6	—	36	71	153 (4)

- (注) 1 上記の金額には消費税等を含んでおりません。
2 土地及び建物の一部を賃借しております。国内子会社の年間賃借料は3,846百万円であります。
3 帳簿価額「その他」は、工具器具備品・建設仮勘定及び無形固定資産の合計であります。
4 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。

(3) 在外子会社

(2020年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.	中国 上海	F A 金型部品 VONA	その他設備	145	22	—	1,546	1,714	1,021 (4)
スルガセイキ科技 (上海)有限公司	中国 上海	F A	その他設備	—	0	—	50	50	43 (—)
スルガセイキ (南通)有限公司	中国 南通	F A	生産設備	1,366	3,003	—	680	5,050	818 (4)
スルガセイキ (上海)有限公司	中国 上海	F A 金型部品	生産設備	218	965	—	334	1,518	287 (—)
Wuhan Dong Feng Connell Die & Mold Standard Parts Co., Ltd.	中国 武漢	金型部品	生産設備	22	259	—	50	332	148 (79)
MISUMI KOREA CORP.	韓国 ソウル	F A 金型部品 VONA	その他設備	154	0	—	1,337	1,492	328 (2)
SURUGA KOREA CO., LTD.	韓国 京畿道	F A	生産設備	—	14	—	5	19	22 (—)
MISUMI TAIWAN CORP.	台湾 台北	F A 金型部品 VONA	その他設備	—	—	—	127	127	101 (—)
MISUMI Vietnam CO., LTD.	ベトナム バクニン	F A 金型部品 VONA	その他設備	16	—	—	59	76	132 (1)
SAIGON PRECISION CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	F A 金型部品	生産設備	1,644	5,290	—	2,150	9,084	3,214 (—)
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨーン	F A 金型部品 VONA	その他設備	298	8	—	157	464	262 (6)
SURUGA (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨーン	金型部品	生産設備	55	116	83 (18,260.80)	78	334	74 (—)
MISUMI INDIA Pvt. Ltd.	インド グルガオン	F A 金型部品 VONA	その他設備	13	5	—	135	154	93 (17)
SURUGA India Pvt. Ltd.	インド グルガオン	金型部品	生産設備	2	33	—	17	53	30 (—)
MISUMI SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.	シンガポール	F A 金型部品 VONA	その他設備	1	—	—	332	334	69 (2)
MISUMI MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア スランゴール	F A 金型部品 VONA	その他設備	0	—	—	8	9	35 (—)
PT. MISUMI INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	F A 金型部品 VONA	その他設備	56	—	—	113	170	103 (6)
MISUMI USA, INC.	米国 イリノイ州	F A 金型部品 VONA	その他設備	8	—	—	2,240	2,249	259 (6)
Dayton Progress Corporation	米国 オハイオ州	金型部品	生産設備	351	737	104 (93,882.21)	475	1,668	450 (—)
Anchor Lamina America, Inc.	米国 ミシガン州	金型部品	生産設備	180	577	25 (11,613.00)	224	1,006	214 (—)
P. C. S. Company	米国 ミシガン州	金型部品	生産設備	45	343	7 (4,087.32)	96	493	117 (—)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
Dayton Progress Canada, Ltd.	カナダ オンタリオ州	金型部品	生産設備	1	24	—	2	28	43 (—)
MISUMI Mexico S. de R. L. de C. V.	メキシコ ケレタロ	FA 金型部品 VONA	その他設備	74	—	—	145	220	53 (—)
Dayton Progress (Mexico), S. de R. L. de C. V.	メキシコ ケレタロ	金型部品	生産設備	173	224	—	336	734	140 (—)
MISUMI Europa GmbH	ドイツ フランクフルト	FA 金型部品 VONA	その他設備	414	60	—	4,151	4,626	274 (6)
Dayton Progress GmbH	ドイツ オーバーウルゼル	金型部品	その他設備	—	—	—	31	31	52 (—)
Dayton Progress SAS	フランス モー	金型部品	その他設備	0	—	—	3	3	21 (—)
Dayton Progress Ltd.	英国 ウォリックシャー	金型部品	その他設備	—	—	—	0	0	11 (—)
Dayton Progress- Perfuradores Lda	ポルトガル アルコバサ	金型部品	生産設備	145	147	26 (15,000.00)	45	364	158 (—)
Dayton Progress s. r. o.	チェコ ベナートキ・ナ ト・イゼロウ	金型部品	生産設備	0	—	—	1	1	18 (—)

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 土地及び建物の一部を賃借しております。在外子会社の年間賃借料は1,053百万円であります。
3 帳簿価額「その他」は、工具器具備品・建設仮勘定・使用権資産及び無形固定資産の合計であります。
4 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度後1年間の設備投資計画につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が製造業の設備投資需要や顧客の稼働に与える影響を精査する必要があり、現時点では合理的な算定が困難であるため、提出日現在未定であります。

(2) 重要な設備の除却等

特記事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,020,000,000
計	1,020,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	284,028,197	284,030,397	東京証券取引所 (市場第一部)	(注1、3)
計	284,028,197	284,030,397	—	—

- (注) 1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2 提出日現在の発行数には、2020年6月1日以降提出日までの間に新株予約権の権利行使によって発行された株式は含んでおりません。
3 単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

発行回次	第18回新株予約権
決議年月日	2012年6月18日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役6名
新株予約権の数(個)※	126 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 37,800 (注5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	631 (注2、5)
新株予約権の行使期間※	2014年8月1日～2021年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 631 (注5) 資本組入額 386 (注5)
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株式の発行（会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行された新株予約権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 ①新株予約権の割当てを受けた当社取締役は、権利行使時においても、当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の新株予約権の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
②上記①以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 5 2015年7月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

発行回次	第19回新株予約権
決議年月日	2012年6月18日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員33名
新株予約権の数(個)※	124 [120] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 37,200 [36,000] (注5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	631 (注2、5)
新株予約権の行使期間※	2014年8月1日～2021年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 631 (注5) 資本組入額 386 (注5)
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株式の発行（会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行された新株予約権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、または当社子会社も若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の新株予約権の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
②上記①以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 5 2015年7月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

発行回次	第20回新株予約権
決議年月日	2014年6月13日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役5名
新株予約権の数(個)※	73 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 21,900 (注5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2014年11月8日～2044年11月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,173 (注5) 資本組入額 587 (注5)
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
(i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
(ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
(iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 5 2015年7月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

発行回次	第22回新株予約権
決議年月日	2014年10月23日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員58名
新株予約権の数(個)※	122 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 36,600 (注5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2017年11月7日～2024年11月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,137 (注5) 資本組入額 569 (注5)
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 5 2015年7月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

発行回次	第23回新株予約権
決議年月日	2016年2月10日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役5名
新株予約権の数(個)※	181 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 18,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2016年2月26日～2046年2月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,484 資本組入額 742
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
(i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
(ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
(iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第24回新株予約権
決議年月日	2016年2月10日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役5名
新株予約権の数(個)※	104 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 10,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2019年2月25日～2026年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,429 資本組入額 715
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第25回新株予約権
決議年月日	2016年2月10日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員69名
新株予約権の数(個)※	619 [609] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 61,900 [60,900]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2019年2月25日～2026年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,429 資本組入額 715
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第26回新株予約権
決議年月日	2016年9月15日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役5名
新株予約権の数(個)※	154 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 15,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2016年10月4日～2046年10月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,877 資本組入額 939
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
(i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
(ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
(iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第27回新株予約権
決議年月日	2016年9月15日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役5名
新株予約権の数(個)※	739 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 73,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2019年10月3日～2026年10月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,810 資本組入額 905
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第28回新株予約権
決議年月日	2016年9月15日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員84名
新株予約権の数(個)※	881 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 88,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2019年10月3日～2026年10月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,810 資本組入額 905
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第29回新株予約権
決議年月日	2017年9月21日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	115 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 11,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2017年10月7日～2047年10月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,787 資本組入額 1,394
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
(i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
(ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
(iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第30回新株予約権
決議年月日	2017年9月21日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	986 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 98,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2020年10月6日～2027年10月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,727 資本組入額 1,364
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第31回新株予約権
決議年月日	2017年10月19日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員90名
新株予約権の数(個)※	1,094 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 109,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2020年11月6日～2027年11月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,074 資本組入額 1,537
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第32回新株予約権
決議年月日	2018年6月21日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	121 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 12,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2018年7月7日～2048年7月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,148 資本組入額 1,574
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
(i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
(ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
(iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第33回新株予約権
決議年月日	2018年6月21日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	775 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 77,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2021年7月6日～2028年7月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,127 資本組入額 1,564
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第34回新株予約権
決議年月日	2018年10月18日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員101名
新株予約権の数(個)※	1,505 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 150,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2021年11月2日～2028年11月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,346 資本組入額 1,173
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第35回新株予約権
決議年月日	2019年6月20日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役5名
新株予約権の数(個)※	181 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 18,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2019年7月6日～2049年7月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,653 資本組入額 1,327
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (ii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iii) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第36回新株予約権
決議年月日	2019年6月20日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社取締役4名
新株予約権の数(個)※	764 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 76,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2022年7月5日～2029年7月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,627 資本組入額 1,314
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

発行回次	第37回新株予約権
決議年月日	2019年10月17日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の従業員108名
新株予約権の数(個)※	1,636 [1,630] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 163,600 [163,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1 (注2)
新株予約権の行使期間※	2022年11月1日～2029年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,645 資本組入額 1,323
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。
- 3 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合、権利を行使することができない。
- (i) 上記に定める新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員、または従業員の地位を喪失した場合。
- (ii) 当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合。
- (iii) 新株予約権者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合。
- (iv) 新株予約権者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- ② 【ライツプランの内容】
- 該当事項はありません。
- ③ 【その他の新株予約権等の状況】
- 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年4月1日～ 2015年6月30日	27,300	91,420,084	31	6,872	31	13,570
2015年7月1日 (注)2	182,840,168	274,260,252	—	6,872	—	13,570
2015年7月1日～ 2016年3月31日	346,500	274,606,752	124	6,996	124	13,695
2016年4月1日～ 2017年3月31日	1,082,388	275,689,140	596	7,593	596	14,291
2017年4月1日～ 2018年3月31日	7,750,457	283,439,597	5,218	12,812	5,218	19,510
2018年4月1日～ 2019年3月31日	316,900	283,756,497	211	13,023	211	19,721
2019年4月1日～ 2020年3月31日	271,700	284,028,197	208	13,231	208	19,929

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減は、次によるものであります。

- 2015年4月1日から2016年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。
- 2015年7月1日付で1株を3株にする株式分割を行っております。
- 2016年4月1日から2017年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使及び新株予約権付社債の転換によるものであります。
- 2017年4月1日から2018年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使及び新株予約権付社債の転換によるものであります。
- 2018年4月1日から2019年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使及び新株予約権付社債の転換によるものであります。
- 2019年4月1日から2020年3月31日までの間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものであります。
- 2020年4月1日から2020年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,200株、資本金が1百万円及び資本準備金が1百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

(2020年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	50	27	56	604	14	4,372	5,123	—
所有株式数 (単元)	—	1,029,154	13,692	17,967	1,658,495	42	120,333	2,839,683	59,897
所有株式数 の割合(%)	—	36.24	0.48	0.63	58.40	0.00	4.24	100.00	—

- (注) 1 自己株式129,616株は、「個人その他」に1,296単元、「単元未満株式の状況」に16株含めて記載しております。なお、株主名簿上の株式数と期末日現在の実質的な株式数は同一であります。
- 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ72単元及び84株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(2020年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有 株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	47,262	16.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	30,660	10.80
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	米国 ポストン (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	14,505	5.11
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	10,678	3.76
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店)	カナダ オンタリオ (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	9,228	3.25
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	米国 ニューヨーク (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	5,623	1.98
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	米国 ニューヨーク (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	5,315	1.87
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	米国 サンフランシスコ (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	5,234	1.84
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	米国 ニューヨーク (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	5,161	1.82
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	英国 ロンドン (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	4,893	1.72
計	—	138,565	48.80

(注) 1 「所有株式数」の1,000株未満は、切り捨てております。

2 「発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合」は、小数点以下第3位で四捨五入しております。

3 上記、各信託銀行所有株式数は、すべて信託業務に係る株式の総数です。

4 2014年12月19日(報告義務発生日2014年12月15日)に、次の法人から、大量保有報告書の提出があり、次のとおり株式を所有している旨を受けておりますが、当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	1,710	1.87
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド	同上	2,945	3.23
計	—	4,656	5.10

- 5 2016年12月21日（報告義務発生日2016年12月15日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されておりますが、当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ. エイ.	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	4,234	1.54
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	3,776	1.37
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	3,330	1.21
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス	968	0.35
ブラックロック・ライフ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	582	0.21
ブラックロック (ルクセンブルグ) エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-1855 J.F. ケネディ通り 35A	438	0.16
ブラックロック・インベストメント・マネジメント (ユーケー) リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	378	0.14
ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ニュージャージー州 プリンストン ユニバーシティ スクウェアドライブ1	278	0.10
計	—	13,988	5.09

- 6 2017年11月22日（報告義務発生日2017年11月15日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告に関する変更報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されておりますが、当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	27,844	9.83

- 7 2018年3月23日（報告義務発生日2018年3月15日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告に関する変更報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されておりますが、当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	10,678	3.77
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	9,599	3.39
計	—	20,277	7.15

- 8 2019年11月7日（報告義務発生日2019年10月31日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告の提出があり、次のとおり株式を所有している旨が記載されておりますが、当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	10,230	3.60
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	4,445	1.57
計	—	14,676	5.17

- 9 2020年2月21日（報告義務発生日2020年2月14日）に、次の法人から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告に関する変更報告書において、次のとおり株式を所有している旨が記載されておりますが、当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
エフエムアール エルエルシー	米国 02210 マサチューセッツ州 ボストン、サマー・ストリート245	22,306	7.86
ナショナル ファイナンシャル サービス エルエルシー	米国 02210 マサチューセッツ州 ボストン、シーポート・ブルーバード 200	1	0.00
計	—	22,308	7.86

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2020年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 129,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 283,838,700	2,838,387	—
単元未満株式	普通株式 59,897	—	—
発行済株式総数	284,028,197	—	—
総株主の議決権	—	2,838,387	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ7,200株(議決権72個)及び84株含まれております。

2 単元未満株式には当社所有の自己株式16株が含まれております。

② 【自己株式等】

(2020年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ミスミグループ本社	東京都文京区後楽 二丁目5番1号	129,600	—	129,600	0.05
計	—	129,600	—	129,600	0.05

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（単元未満株式の売渡請求 による売渡）	10	0	88	0
保有自己株式数	129,616	—	129,528	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により交付した株式、単元未満株式の買取り又は売渡しによる株式は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、持続的な高い事業成長と収益性・資本効率を維持しながら株主還元を増大することを基本方針と定めています。具体的な株主還元方針につきましては、企業価値の向上に向けた投資や経営基盤の拡充、財務体質の強化及び資本効率の向上などを総合的に勘案して判断いたします。配当に関しましては、2012年3月期下期より配当性向を25%としており、当期につきましても、この基準を引き続き維持いたします。

当社グループの剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、中間配当は定款の定めにより取締役会、期末配当は定時株主総会です。

上記の方針に基づき、1株当たり期末配当金は7円04銭とし、先に実施いたしました中間配当金7円51銭と合わせまして、年間1株当たり14円55銭の配当となりました。

この結果、当期は連結純利益に対する配当性向25.0%、純資産配当率2.0%となりました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年10月28日 取締役会決議	2,130	7.51
2020年6月16日 定時株主総会決議	1,998	7.04

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会的使命の遂行とともに継続的な企業価値の増大を目指して経営基盤の強化に取り組んでおり、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと位置付けております。このため、以下のとおりコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

当社のコーポレート・ガバナンス基本方針

当社は、2015年12月1日付で、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定めるものとして、「ミスミグループ コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、開示しております。同基本方針に含まれる内容は以下のとおりであります。

1. コーポレートガバナンスの原則
2. 株主の皆様との関係
3. 当社の統治機構
4. 取締役会
5. 監査役会
6. 企業体・サービスプラットフォーム

なお、「ミスミグループ コーポレートガバナンス基本方針」の全文はこちらをご覧ください。

https://www.misumi.co.jp/assets/doc/ir/library/corporate_governance.pdf

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要

当社は、以下の通り、取締役会、グループ本社役員会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。

当社の取締役会は、ミスミグループの戦略的な方向付けを行い、重要な業務執行を決定するとともに、業務執行取締役並びに企業体及びサービスプラットフォームの代表執行役員の職務の執行を監督・指導する責務、適切な内部統制システムを構築する責務等を負っています。また、ミスミグループの内部統制システムの運用状況、行動規範の実践状況及び内部通報制度の運用状況について定期的に評価及び必要な見直しを行います。

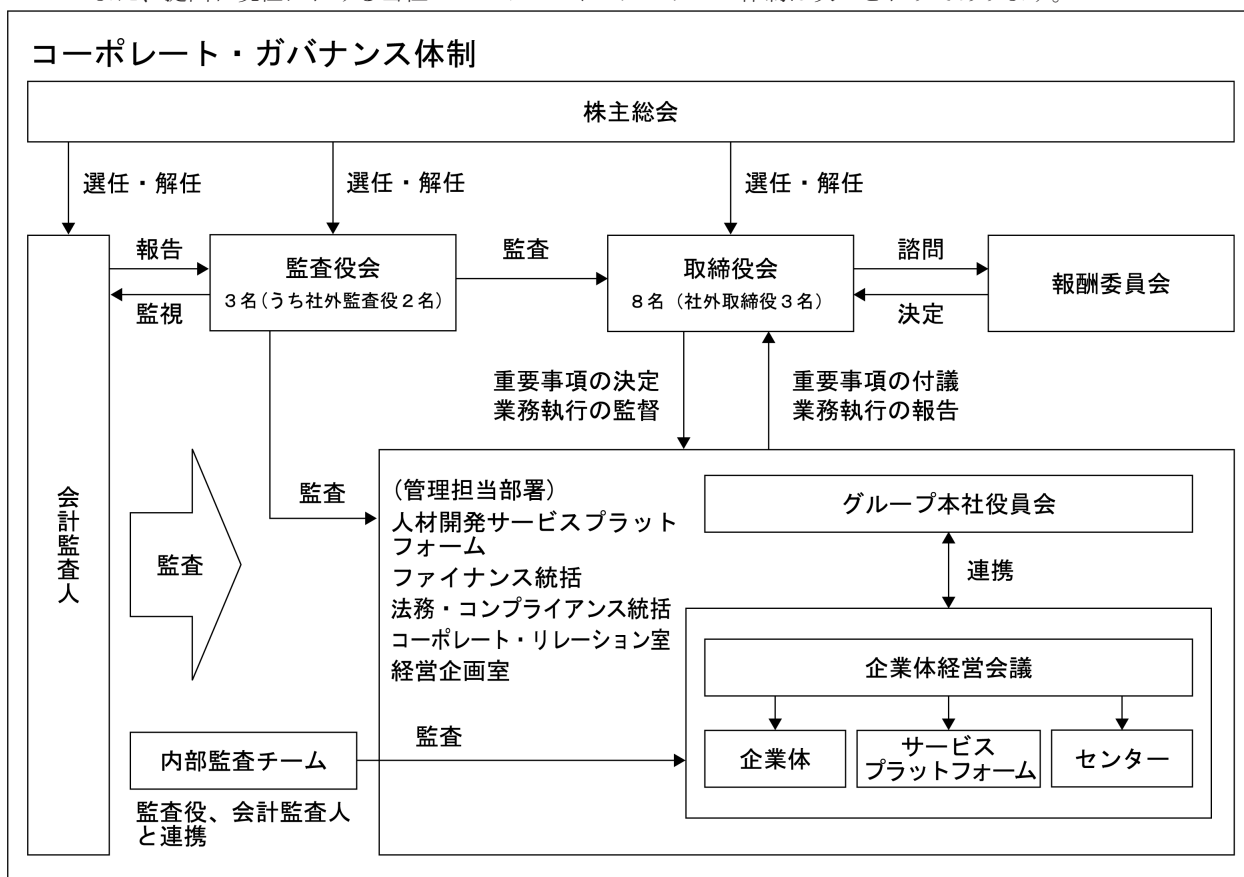
取締役会は社外取締役3名を含む取締役8名（提出日現在）で構成され、原則として月1回の定期開催のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営及び事業上の重要な意思決定を行うとともに、業務執行を監督しております。

グループ本社役員会は、社外取締役を除く取締役5名並びにミスミグループ本社、企業体及びサービスプラットフォームの経営執行役で構成され、原則として月1回開催し、監督と執行の両面での強化を図っております。当社グループの事業については「企業体」を、事業サポート・サービス機能については「サービスプラットフォーム」をそれぞれ発足させ、企業体・サービスプラットフォームに権限と責任を委譲し、ミスミの営業組織を持つ事業部門と駿河生産プラットフォームの製造部門との製販一体の経営の実現と、意思決定の迅速化を図っております。ミスミグループ内の各企業体及びサービスプラットフォームにおいて企業体経営会議等の会議体を設け、意思決定プロセスの明確化を図っております。

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、取締役の職務執行の監査を行っているほか、会計監査人及び内部監査チームとの連携を密に行い、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

報酬委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役2名及び代表取締役2名から構成されており、社外取締役が委員長を務めております。報酬委員会では、各委員の合議にて、役員の報酬等の適切な報酬水準について審議・決定する仕組みをとっております。

また、提出日現在における当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。



ロ 当該体制を採用する理由

当社は監査役設置会社であり、取締役会には、3名の社外取締役及び2名の社外監査役を有しています。取締役会においては、社外取締役を含む取締役が取締役会での経営及び事業上の重要な意思決定ならびに業務執行を監督し、また、社外監査役を含む監査役が会計及び法令に精通している立場から監査することにより、経営の健全性確保を図る体制としております。当社では、このようなコーポレート・ガバナンス体制が有効に機能しており、適切な体制であると判断しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社の取締役会は、2015年5月14日開催の取締役会で、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき「内部統制システムの基本方針」の決議を行っており、その内容は以下のとおりであります。

- a. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役会、グループ本社役員会等重要な会議における議事録を法令、規程に従い作成し、適切に保管する。
- b. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ミスミグループ本社およびその子会社（以下総称して「ミスミグループ」と呼ぶ）の法令遵守、環境、情報、輸出管理、自然災害等のリスクに対しては、各種規程・社内ルール・マニュアルを整備し、リスク管理体制を構築する。
 - ・ミスミグループに不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し迅速に対応するとともに、その経過を取締役に報告する。
- c. 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ミスミグループの経営計画は最終的に取締役会で承認を行い、月次開催のグループ本社役員会にてその進捗確認を行う。
 - ・進捗確認等により発見された重要事項は、取締役会またはグループ本社役員会等で討議する。
 - ・毎月の取締役会では、業績報告を行い、業績の監視と重要事項に対する助言および指導を行う。
- d. 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ミスミグループの役職員は、ミスミグループ行動規範を遵守し、法令および定款に適合することを確保する。
 - ・職務権限規程等のミスミグループの意思決定ルールにより、職務の執行が適正に行われる体制をとる。
 - ・法令や規程・社内ルールに対する違反、および違反の疑いがある行為の早期発見のために、ミスミグループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、通報者への不利益な取扱いの防止を保証する。
- e. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告その他当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ミスミグループ本社は、各子会社の業績および業務の執行状況について、月1回、子会社に報告させる。
 - ・ミスミグループ本社は、グループ本社役員会で各子会社における業績報告や経営計画の進捗確認を行うことで、各子会社の業務の適正性を確保する。
 - ・内部監査部門は、各子会社に対して定期的に業務監査を実施する。
 - ・反社会的勢力に対して、ミスミグループ行動規範でその関係断絶を定め、ミスミグループ全体として毅然とした態度で臨み対応する。
- f. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ・監査役は監査役補助者の任命を自由に行えるものとし、監査役補助者の人事異動、評価等については、監査役が関与する。
 - ・監査役補助者は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指示に従って業務を遂行する。
- g. 当社の監査役への報告に関する体制
 - ・監査役は取締役会、グループ本社役員会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人は、ミスミグループに著しい影響を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるときは監査役に速やかに報告する。
 - ・ミスミグループの役職員は、監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、これに応じて適切に報告を行う。
 - ・監査役は会計監査人や内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行い、会計監査人に対しては、必要に応じて報告を求める。
 - ・内部通報制度の担当部署は、ミスミグループの内部通報の状況について定期的に監査役に報告する。
 - ・監査役へ報告を行ったミスミグループの役職員への不利益な取扱いの防止を保証する。
- h. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役の職務の執行について生じる費用等につき、毎年一定額の予算を設ける。また、その他監査役の職務の執行について必要な費用については、監査役からの請求により速やかに前払いまたは費用精算を行う。

ロ 内部統制システムの運用状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」を定め、業務の適正を確保する体制を整備しています。当該基本方針は、社内外の環境変化等の必要性に応じて見直しており、上記のとおり、2015年5月14日開催の取締役会において、会社法改正を反映した改訂を決議しています。

当事業年度における、内部統制システムに関する主な取り組みは、以下のとおりであります。

- ・当社は、取締役会を14回開催しました。取締役会およびグループ本社役員会は、グループとしての重要な意思決定を行うと共に、企業体・サービスプラットフォーム・子会社の執行状況の確認・監督指導の役割機能を適切に果たしています。
- ・当社グループの主要拠点において事業遂行・情報・財務・人事労務・法務等の総合的なリスク評価を定期的実施しています。その結果を踏まえて、重要なリスクに対しては、主管部門を明確にし、対応策を実施しています。重要なリスクへの対応の一つとして、災害等の発生時の事業継続計画（BCP）を準備しており、それに基づき2020年2月には新型コロナウイルスの対策本部を設置し、適切な対応を行っています。
- ・当社グループの重要拠点において、コンプライアンス研修や法務研修を実施し、その研修においてミスグループ行動規範や法令遵守の周知徹底を図っています。
- ・当社グループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、適切に運用しています。
- ・監査役および監査役会の体制整備や連携については、社外取締役を含む取締役との面談機会や当社グループの管理部門との連携など、監査環境の充実が継続的に図られています。また監査役補佐体制は安定的に運営されています。

当社は、「内部統制システムの基本方針」の当事業年度の運用状況について評価を行い、内部統制システムは適正に運用されており重大な不備はないことを確認しました。

ハ リスク管理体制の整備の状況

当社は、社会的使命の実現並びに信頼される企業グループを目指し、法令遵守を含む、グループ全社で共有する行動指針として「ミスグループ行動規範」を2008年4月に制定し、ガイドラインとともに当社グループ全社に配布し、周知徹底を図っております。業務運営を適正かつ効率的に遂行するために、会社業務の意思決定ルール等各種規程・社内ルールの見直しを適宜行い、職務権限の明確化と適切な牽制が機能する体制を整備しております。

2008年4月に当社における「情報」と「セキュリティ」についての基本的な考え方を宣言した「情報セキュリティ基本方針」及び基本的なルールを記載した「情報セキュリティガイドライン」を制定し、詳細な手続きを定めた情報とシステムに関するルールとともに当社グループ全社に配布し、その周知徹底を図っております。

また、代表取締役直属部門である内部監査チームは、金融商品取引法の内部統制報告制度（J-SOX）の対応による内部統制の強化をはじめ、毎年ミスグループ本社および総ての子会社を対象にした経営リスクの高い内部監査テーマの実践により、リスクの発見から改善・防止策の実施確認を行い、リスク発生の低減に努めております。さらに、内部通報制度による不祥事の早期発見の体制も整えております。

法務室と内部監査チームが合同で、コンプライアンスリスクを含む当社グループ全体の業務執行上のリスク評価を行い、リスクの可視化及び重要リスクの改善・防止策の検討・策定を行っております。

なお、法務・コンプライアンスその他重要な経営事項に関しては、適宜、顧問弁護士、公認会計士、税理士などの外部の専門家からも助言及び支援を受けております。

二 責任限定契約の内容の概要

当社は、2006年6月23日開催の第44回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区分	責任限定契約の内容の概要
社外取締役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10百万円、または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。
社外監査役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円、または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。

ホ 取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨を定款に定めております。

ヘ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

b. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

c. 取締役の責任免除

当社は、取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

d. 監査役の責任免除

当社は、監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

ト 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

チ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 10名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 9%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	西本 甲介	1958年3月1日生	1981年4月 カネボウ㈱ 入社 1984年9月 ㈱メイテック 入社 1995年6月 同 取締役 1996年7月 同 専務取締役 1999年11月 同 代表取締役社長 2003年4月 同 代表取締役社長 グループCEO 2014年4月 同 取締役会長 2015年6月 ㈱インターワークス 社外取締役 2017年4月 同 代表取締役会長兼社長 2017年6月 当社取締役 2019年6月 当社取締役副社長 2020年2月 当社代表取締役会長(現任) ㈱ミスミ OST企業体社長(現任) 駿河精機㈱ 代表取締役社長(現任)	(注3)	10
代表取締役 社長	大野 龍隆	1964年10月1日生	1987年4月 当社入社 2002年4月 当社執行役員 2007年6月 当社取締役執行役員 2008年10月 ㈱駿河生産プラットフォーム 代表取締役社長 当社取締役常務執行役員 2011年1月 駿河精機㈱ 代表取締役社長 2013年1月 当社専務取締役 2013年12月 当社代表取締役社長 ㈱ミスミ 代表取締役社長(現任) 2014年6月 当社代表取締役社長 CEO 2020年2月 当社代表取締役社長(現任) ㈱ミスミ VONA企業体社長(現任)	(注3)	400
取締役 副社長	池口 徳也	1968年12月30日生	1992年4月 三菱商事㈱入社 2005年4月 ㈱ミスミ入社 2007年4月 当社執行役員 2009年11月 当社常務執行役員 2010年6月 当社常務取締役 2015年5月 当社専務取締役 2017年5月 当社取締役副社長(現任) 2020年2月 当社ECビジネス革新センター長(現任) ㈱ミスミ VONA MRO企業体社長 (現任)	(注3)	187
常務 取締役 CFO	男澤 一郎	1955年8月22日生	1979年4月 日本鋼管㈱(現 JFEエンジニアリング ㈱) 入社 1997年3月 参天製薬㈱ 社長室長 1999年7月 同 執行役員 2005年6月 同 取締役常務執行役員 2006年5月 アリックス・パートナーズ シニア・ディレクター 2007年7月 アドバント・インターナショナル㈱ シニア・ディレクター 2011年4月 エイボン・プロダクツ㈱(現 エフエムジ ー&ミッション㈱) 取締役 CFO 2013年12月 当社常務執行役員 CFO 2014年6月 当社常務取締役 CFO(現任) 2015年12月 当社コーポレートサービスプラットフォ ーム代表執行役員(現任)	(注3)	10

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務 取締役 C I O	佐藤 年成	1956年3月30日生	1980年4月 東京芝浦電気㈱(現 ㈱東芝) 入社 2006年4月 アイツーテクノロジーズジャパン㈱ 入社 2008年3月 日本S G I ㈱ 代表取締役社長 2010年2月 同 代表取締役会長 2010年4月 日本電産㈱ 入社 2010年6月 同 執行役員 C I O 2012年6月 同 常務執行役員 C I O 2016年10月 当社常務執行役員 C I O 当社ITサービスプラットフォーム 代表執行役員(現任) 2017年2月 当社ユーザーサービスプラットフォーム 代表執行役員(現任) 2018年6月 当社常務取締役 C I O(現任)	(注3)	1
取締役	小城 武彦	1961年8月8日生	1984年4月 通商産業省(現 経済産業省) 入省 2000年5月 ㈱ツタヤオンライン 代表取締役社長 2002年6月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱ 代表取締役常務 2004年7月 ㈱産業再生機構 マネージングディレクター 2004年11月 カネボウ㈱ 代表執行役社長 2007年4月 丸善㈱ 代表取締役社長 2010年2月 C H I グループ㈱(現 丸善C H I ホール ディングス㈱) 代表取締役社長 2013年6月 ㈱西武ホールディングス 社外取締役(現任) 2015年6月 当社取締役(現任) 2015年8月 ㈱日本人材機構 代表取締役社長(現任) 2016年4月 金融庁参与(現任) 2017年9月 ㈱至善館 理事(現任) 2018年8月 経済産業省 大臣官房参事	(注3)	5
取締役	中野 庸一	1960年4月26日生	1990年5月 世界銀行グループ 国際金融公社 投資本部 入社 1996年6月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・イ ンコーポレイテッド・ジャパン 入社 2003年6月 縄文アソシエイツ㈱ エグゼクティブ サーチコンサルタント 2011年8月 ハイドリック・アンド・ストラグルズ ジャパン合同会社 リーダーシップ・ コンサルティング部門 パートナー 2013年1月 同 エグゼクティブ・サーチ部門 パートナー 2016年2月 ㈱中庸 代表取締役社長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任)	(注3)	—
取締役	清水 新	1972年6月1日生	1997年4月 アクセンチュア㈱ 入社 2005年9月 同 エグゼクティブパートナー 2015年7月 同 戦略コンサルティング本部 統括本部長 執行役員 2017年3月 シーオス㈱代表取締役副社長 C O O 2017年6月 ㈱インターワークス 社外取締役 (現任) 2017年9月 ㈱トラスト・テック (現㈱ビーネックス グループ) 社外取締役(現任) 2020年6月 シーオス㈱取締役(現任) 当社取締役(現任)	(注3)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)	宮本博史	1955年1月30日生	1978年4月 1997年6月 2000年6月 2005年4月 2006年6月 2011年1月	当社入社 当社取締役 当社執行役員 ㈱ミスミ監査役 当社監査役(現任) ㈱駿河生産プラットフォーム監査役 (現任) 駿河精機㈱監査役(現任)	(注4)	45
監査役	野末寿一	1960年8月15日生	1987年4月 1990年12月 1996年3月 1998年10月 2000年6月 2003年3月 2005年4月 2015年3月 2015年6月 2018年6月	弁護士登録 加藤法律特許事務所(現 静岡のぞみ 法律特許事務所)入所(現任) 米国ニューヨーク州弁護士登録 弁理士登録 ㈱駿河生産プラットフォーム監査役 静岡瓦斯㈱(現 静岡ガス㈱) 社外監査役 当社監査役(現任) 静岡瓦斯㈱(現 静岡ガス㈱) 社外取締役 (現任) レック㈱ 社外取締役(監査等委員) (現任) ㈱赤阪鐵工所 社外取締役(現任)	(注5)	12
監査役	青野奈々子	1962年1月15日生	1984年4月 1995年11月 2002年7月 2005年3月 2008年6月 2010年5月 2017年6月 2019年6月 2020年3月	日興証券㈱(現 SMBC日興証券㈱) 入社 中央青山監査法人 入所 ㈱ビジコム 入社 同 取締役 ㈱ダスキン 社外監査役 ㈱GEN 代表取締役社長(現任) 当社監査役(現任) 日本製紙㈱ 社外監査役(現任) オブテックグループ㈱ 社外取締役 (現任)	(注6)	—
計						670

- (注) 1 取締役 小城武彦、中野庸一および清水新の各氏は社外取締役であります。
- 2 監査役 野末寿一および青野奈々子の各氏は社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。
- 4 監査役 宮本博史氏の任期は、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主
総会終結の時までであります。
- 5 監査役 野末寿一氏の任期は、2017年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主
総会終結の時までであります。
- 6 監査役 青野奈々子氏の任期は、2017年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株
主総会終結の時までであります。
- 7 当社は、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査
役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
丸山 輝久	1943年7月1日生	1973年4月 1978年7月 2001年6月	弁護士登録 紀尾井町法律事務所 開設 同 弁護士(現任) 当社監査役	(注)	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

- 8 元取締役会議長(2014年6月に代表取締役CEOを退任)の三枝匡氏は、2018年3月31日をもって取締役を
退任しており、同年4月1日より当社の委嘱に基づきシニアチェアマンに就任し、経営の意思決定・執行責
任を負わず、かつ、これに関与しない立場となっております。当社の委嘱に基づき、当社会長、社長の要請
があれば、自らの知見に基づく助言を行うほか、マスメディア対応、会社行事・慶弔参席及び社員向け戦略
研修プログラムの企画・運営を業務内容としていますが、当社の経営の意思決定・執行に影響力を及ぼす役
割ではありません。上記委嘱は、社内手続上、会長および社長決裁によりこれを実施し、その内容を取締役
会に報告することとしております。

② 社外役員の状況

本報告書提出日現在、社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

イ 各社外取締役及び社外監査役につき提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

2020年3月31日現在、社外取締役小城武彦氏は5,000株、社外監査役野末寿一氏は12,000株、当社株式を所有しております。これらの資本的関係を除き、いずれの社外取締役、社外監査役及び各人が現在又は過去に役員若しくは使用人である他の会社等とも当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係他、特別な利害関係はありません。

ロ 社外取締役及び社外監査役が会社の企業統治において果たす機能及び役割

当社は経営の意思決定機能と業務執行取締役および執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会において、取締役8名中3名を社外取締役に、また監査役3名中2名を社外監査役としております。当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立の立場での経営監視の機能が重要と考えており、現状の体制は、社外取締役による経営の監督・チェック及び社外監査役による独立した立場からの監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能していると判断いたしております。

ハ 社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

東京証券取引所が定める独立役員の基準を満たすことを、当社の社外取締役及び社外監査役の選任の基準としております。

ニ 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する会社の考え方

- ・社外取締役小城武彦氏は、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
- ・社外取締役中野庸一氏は、グローバルでの金融、コンサルティング、エグゼクティブ・サーチなど様々な業種での豊富な経験と経営者の人材開発についての幅広い見識を有しております。
- ・社外取締役清水新氏は、長年の戦略コンサルタントおよび経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
- ・社外監査役野末寿一氏は、弁護士としての法務に関する専門的な知識や経験を有しております。
- ・社外監査役青野奈々子氏は、公認会計士として財務会計に関する相当程度の知見および経営者や監査役としての経歴から培ってきた幅広い見識を有しております。

これらの専門的な知識・経験等からの視点に基づき、当社の経営の監督とチェック機能及び独立した立場からの公正かつ客観的な監査の役割を遂行することができるものと判断いたしております。

③ 社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、毎月の取締役会へ出席し、主に業務執行を行う経営陣から独立した客観的観点から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

また社外監査役は、毎月の取締役会及び監査役会へ出席し、専門的な知識・経験等の見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

監査役と内部監査チームは、毎月の定例会で情報共有を図る等、会計監査人も含めて連携を密に行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

イ 監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、監査役3名中2名が社外監査役であります。常勤監査役宮本博史氏は、1978年に当社に入社して以降、当社の事業・オペレーションの幅広い分野での経験と知見を有しております。社外監査役野末寿一氏は、弁護士としての法務に関する専門的な知識や経験を有しております。社外監査役青野奈々子氏は、公認会計士として財務会計に関する相当程度の知見を有しております。3名の監査役が、それぞれの分野での豊富な知識と経験を活用して監査することにより、企業行動の透明性及び財務上の数値の信頼性を一層高めております。

各監査役は、監査役会で定めた監査の方針及び実施計画に従い監査活動を実施するとともに、経営意思決定に係わる主要な会議には常任メンバーとして出席し、コーポレート・ガバナンスの一翼を担っております。

ロ 監査役及び監査役会の活動状況

a. 監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況

当事業年度において当社は監査役会を20回開催しており、個々の監査役の出席状況は、以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数（出席率）
宮本 博史	20回	20回（100%）
野末 寿一	20回	19回（95%）
青野 奈々子	20回	20回（100%）

b. 監査役会の主な議題・協議事項

- ・取締役、執行役員との面談
- ・監査報告書作成、取締役会評価、会計監査人評価、監査役会評価等の協議
- ・各監査役活動状況の報告

c. 監査役会の主な検討事項

- ・内部統制システムの運用状況および実効性について
海外事業拠点往査による組織、業務管理状況および内部統制の状況確認
国内物流施設往査による組織、業務管理状況および内部統制の状況確認
- ・リスク管理、リスク対応の状況
貿易コンプライアンスへの取組み状況確認
在庫の適正管理状況確認
- ・監査環境の整備状況
監査役監査基準の見直し
監査役への報告体制

d. 常勤監査役及び社外監査役の活動状況

常勤監査役宮本博史氏は、以下に示した監査活動を行い、その内容は社外監査役にも適時に共有しております。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 取締役面談（監査役会面談を含む） | 25回 |
| (2) 幹部社員面談 | 63回 |
| (3) 国内外拠点往査 | 11回 |
| (4) 重要会議出席 | 26回 |
| (5) 会計監査人面談 | 10回 |
| (6) 内部監査部門会合 | 12回 |

社外監査役野末寿一氏は、主に法務やコンプライアンスの観点より意見を述べ、監査活動に従事しております。社外監査役青野奈々子氏は、主に財務会計や内部統制の観点より意見を述べ、監査活動に従事しております。

② 内部監査の状況

当社は、内部監査部門として代表取締役会長直属の内部監査チームを設置しています。内部監査チームは6名体制で執行部門に対して内部監査を実施し、指摘事項とその改善の為の提言を記載した内部監査報告書を作成し、代表取締役会長へ報告するとともに、監査役及び被監査部門に提出します。指摘事項があった場合は、被監査部門において改善計画が立案・実行され、内部監査チームが改善の進捗状況を監視する体制を取っています。

監査役と内部監査チームは、月1回の定例会で情報共有を図る等、会計監査人も含めて連携を密に行い、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

③ 会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任しており、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はなく、また同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

イ 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ロ 継続監査期間

29年

ハ 業務を執行した公認会計士

指有限責任社員 業務執行社員：早稲田宏、杉原伸太郎

ニ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名

その他 12名

(注) その他は公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

ホ 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準」に則り、独立性・専門性等を検証、確認することにより会計監査人を適切に選定する方針です。

また、当社都合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行うこととしております。なお、検討の結果、解任または不再任が妥当であると判断した場合には、当社監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることおよびその内容を決定いたします。

ヘ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準」を策定し、これに基づき会計監査人の品質管理システム、会計監査人の職業倫理、独立性及び必要な専門性、効率的かつ効果的な監査業務の実施体制、海外のネットワークファームとの十分なコミュニケーションの有無等を確認し、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

④ 監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	54	—	50	—
連結子会社	33	—	34	—
計	87	—	84	—

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（イを除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	12	—	9
連結子会社	111	52	112	39
計	111	64	112	48

(注) 1 提出会社における非監査業務の内容は、主に税務に関するアドバイザリー業務です。

2 連結子会社における非監査業務の内容は、主にDayton Lamina Corporation等における税務申告に関する助言・指導業務です。

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

ニ 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定しております。

ホ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、上記報酬等について、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の職務遂行状況および報酬の見積りの算定根拠等を確認・検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき相当と判断し、会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ 役員報酬の基本方針

当社は役員報酬等の額の決定に関して、過去の経験、市場水準とその貢献に照らして妥当な報酬を付与する、という方針であります。取締役の報酬およびその他報酬に関する事項については、代表取締役社長が報酬案を作成の上、社外取締役、代表取締役会長および代表取締役社長で構成される報酬委員会（委員長は社外取締役）にて、各委員の合議の上決定しております。当連結会計年度の報酬については、2019年6月と2020年4月の2回、報酬委員会を開催し、審議しております。また、監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲において、監査役の決議において決定しております。

ロ 役員報酬の構成

役員報酬は、定額の「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」とで構成されております。「業績連動報酬」はさらに、連結会計年度毎の会社業績への貢献意欲を高める目的である「業績連動賞与」、中長期的な業績及び企業価値向上への貢献意欲を高める目的である「ストック・オプション」の2つで構成されております。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみの支給としております。

a. 基本報酬

基本報酬については、各役員の役割と職位に応じて金額を決定し、市場水準等を勘案し、固定報酬として支給しております。

b. 賞与

賞与は、各連結会計年度の連結経常利益の過去最高更新額、連結当期純利益等を総合的に勘案し、各取締役の報酬額を決定しております。賞与は年次での会社業績への貢献を反映させる目的であることから、連結経常利益、連結当期純利益等、会社の経営成績を表す指標を選択することが適当であると考えております。なお、連結経常利益、連結当期純利益については、第1 企業の概況に記載しております。

c. スtock・オプション

当社のストック・オプションは、退任時報酬としての株式報酬型ストック・オプション（ストック・オプションAプラン）と中期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストック・オプション（ストック・オプションBプラン）の2種類を導入しております。Aプランについては、各役員が在位する役職に応じて一定数の新株予約権を付与し、Bプランについては各役員の貢献度の評価を行い、在位する役職に応じた一定の範囲内で付与しております。なお、ストック・オプションについては、発行の都度、報酬委員会で付与数等を審議・決定の上、取締役会にて決議しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬		
		基本報酬	賞与	ストック・ オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	551	241	27	282	5
監査役 (社外監査役を除く)	20	20	—	—	1
社外役員	34	34	—	—	4
合計	605	295	27	282	10

- (注) 1 2014年6月13日開催の第52回定時株主総会における決議による取締役の報酬の額は年額11億円以内（うち社外取締役4千万円以内）であり、その額には使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与およびストック・オプションとしての新株予約権は含んでおりません。
- 2 1993年6月28日開催の第31回定時株主総会における決議による監査役の報酬の額は年額5千万円以内であります。
- 3 2014年5月29日開催の第52回株主総会における決議によるストック・オプションAプランの金額は年額2億2千万円以内であり、また、ストック・オプションBプランの金額は年額6億3千万円以内であります。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	連結報酬等の総額 (百万円)	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)		
			固定報酬	業績連動報酬	
			基本報酬	賞与	ストック・オプション
大野 龍隆 (代表取締役社長)	233	提出会社	80	11	142
池口 徳也 (取締役副社長)	116	提出会社	49	4	62

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的以外の投資株式のみ保有しております。

② 駿河精機株式会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である駿河精機株式会社については以下のとおりであります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	1	6
非上場株式以外の株式	—	—

③ 提出会社における株式の保有状況

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表の作成をしております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時に開示が行える体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の新設及び変更に関する情報を収集しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	50,684	51,646
受取手形及び売掛金	67,252	63,178
商品及び製品	42,795	46,506
仕掛品	2,372	2,391
原材料及び貯蔵品	6,564	6,280
未収還付法人税等	463	776
その他	5,692	5,857
貸倒引当金	△205	△242
流動資産合計	175,620	176,395
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	19,843	22,685
減価償却累計額	※2 △9,283	※2 △10,216
建物及び構築物（純額）	10,560	12,469
機械装置及び運搬具	30,118	33,342
減価償却累計額	※2 △16,099	※2 △17,998
機械装置及び運搬具（純額）	14,018	15,344
土地	3,758	4,249
使用権資産	—	6,856
減価償却累計額	—	△1,708
使用権資産（純額）	—	5,147
建設仮勘定	6,926	5,844
その他	6,809	7,441
減価償却累計額	※2 △4,437	※2 △4,993
その他（純額）	2,371	2,447
有形固定資産合計	37,637	45,503
無形固定資産		
ソフトウェア	22,186	25,734
その他	7,475	6,600
無形固定資産合計	29,661	32,334
投資その他の資産		
投資有価証券	6	6
繰延税金資産	5,346	5,737
その他	※1 4,308	※1 4,914
貸倒引当金	△186	△206
投資その他の資産合計	9,474	10,451
固定資産合計	76,772	88,289
資産合計	252,393	264,684

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,218	17,448
リース債務	0	1,663
未払金	10,150	9,961
未払法人税等	2,774	2,658
賞与引当金	2,549	2,463
役員賞与引当金	35	30
その他	5,790	6,365
流動負債合計	39,520	40,592
固定負債		
リース債務	0	3,529
繰延税金負債	1,317	1,353
退職給付に係る負債	5,425	6,008
その他	704	1,571
固定負債合計	7,448	12,462
負債合計	46,968	53,054
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,023	13,231
資本剰余金	23,378	23,586
利益剰余金	166,060	177,317
自己株式	△78	△78
株主資本合計	202,384	214,057
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1,211	△4,455
退職給付に係る調整累計額	△75	△88
その他の包括利益累計額合計	1,135	△4,543
新株予約権	1,331	1,560
非支配株主持分	572	555
純資産合計	205,424	211,630
負債純資産合計	252,393	264,684

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	331,936	313,337
売上原価	189,846	179,751
売上総利益	142,090	133,585
販売費及び一般管理費	※1, ※2 110,215	※1, ※2 109,944
営業利益	31,874	23,640
営業外収益		
受取利息	276	276
持分法による投資利益	60	50
保険返戻金	143	—
雑収入	310	342
営業外収益合計	791	670
営業外費用		
支払利息	1	78
売上割引	87	72
為替差損	608	683
固定資産除却損	61	138
雑損失	91	92
営業外費用合計	850	1,065
経常利益	31,815	23,245
特別損失		
減損損失	—	※3 464
特別損失合計	—	464
税金等調整前当期純利益	31,815	22,781
法人税、住民税及び事業税	7,641	6,665
法人税等調整額	75	△415
法人税等合計	7,717	6,249
当期純利益	24,098	16,531
非支配株主に帰属する当期純利益	64	27
親会社株主に帰属する当期純利益	24,034	16,504

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	24,098	16,531
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△105	△5,696
退職給付に係る調整額	7	△12
持分法適用会社に対する持分相当額	△11	△6
その他の包括利益合計	* △109	* △5,715
包括利益	23,988	10,816
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	23,961	10,824
非支配株主に係る包括利益	27	△8

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,812	23,201	148,059	△77	183,994
当期変動額					
新株の発行	211	211	—	—	422
剰余金の配当	—	—	△6,032	—	△6,032
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	24,034	—	24,034
連結範囲の変動	—	△33	—	—	△33
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
自己株式の処分	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	211	177	18,001	△0	18,390
当期末残高	13,023	23,378	166,060	△78	202,384

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	1,291	△83	1,208	986	529	186,719
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	422
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△6,032
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	24,034
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	△33
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△80	7	△73	344	43	314
当期変動額合計	△80	7	△73	344	43	18,705
当期末残高	1,211	△75	1,135	1,331	572	205,424

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,023	23,378	166,060	△78	202,384
当期変動額					
新株の発行	208	208	—	—	416
剰余金の配当	—	—	△5,247	—	△5,247
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	16,504	—	16,504
連結範囲の変動	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	208	208	11,257	0	11,673
当期末残高	13,231	23,586	177,317	△78	214,057

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	1,211	△75	1,135	1,331	572	205,424
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	416
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△5,247
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	16,504
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△5,666	△12	△5,679	229	△17	△5,467
当期変動額合計	△5,666	△12	△5,679	229	△17	6,205
当期末残高	△4,455	△88	△4,543	1,560	555	211,630

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	31,815	22,781
減価償却費	8,840	13,070
減損損失	—	464
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	556	577
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△982	△14
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△225	△5
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△111	73
受取利息及び受取配当金	△282	△282
支払利息	1	78
株式報酬費用	626	626
為替差損益 (△は益)	△14	△75
持分法による投資損益 (△は益)	△60	△50
保険返戻金	△143	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,529	2,486
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△10,345	△5,151
未払金の増減額 (△は減少)	△3,633	△115
未収消費税等の増減額 (△は増加)	133	39
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,699	△341
その他の資産の増減額 (△は増加)	△1,314	△406
その他の負債の増減額 (△は減少)	81	1,244
小計	21,714	35,000
利息及び配当金の受取額	383	270
利息の支払額	△1	△78
保険金の受取額	143	—
法人税等の還付額	191	50
法人税等の支払額	△9,383	△7,024
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,048	28,218
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△21,414	△18,018
固定資産の売却による収入	46	51
定期預金の預入による支出	△27,940	△8,291
定期預金の払戻による収入	32,920	9,987
敷金及び保証金の差入による支出	△1,051	△692
敷金及び保証金の回収による収入	415	123
その他	※2 69	※2 180
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,955	△16,659
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	50	416
リース債務の返済による支出	—	△1,597
配当金の支払額	△6,032	△5,247
その他	△10	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,991	△6,428
現金及び現金同等物に係る換算差額	△60	△2,443
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△9,959	2,686
現金及び現金同等物の期首残高	51,713	41,753
現金及び現金同等物の期末残高	※1 41,753	※1 44,439

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 49社

主要な連結子会社の名称

- ・株式会社ミスミ
- ・株式会社駿河生産プラットフォーム
(新規) 当連結会計年度において新たに加わった4社
新規設立によるもの
- ・MISUMI TREASURY SINGAPORE PTE. LTD.
- ・MISUMI Investment (Shanghai) Co., Ltd.
- ・スルガセイキ(佛山)有限公司
- ・MISUMI (Shanghai) Supply Chain Management Co., Ltd.

(2) 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称

非連結子会社の数 1社

- ・WUXI PARTS SEIKO PRECISION IND CO., LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 2社

- ・アイオーミスミ精密機械貿易(南通)有限公司
- ・トーヨーミスミ精密機械貿易(南通)有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数 1社

- ・WUXI PARTS SEIKO PRECISION IND CO., LTD.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD. 他27社の決算日は、12月31日です。連結財務諸表の作成にあたっては上記連結子会社は連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

商品、原材料

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

製品、仕掛品

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品

主として総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

国内子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～45年

機械装置及び運搬具 2年～15年

② 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法によっております。

その他の無形固定資産については、主に定額法(15年)採用しております。

③ 使用権資産

一部の在外連結子会社において、(会計方針の変更)に記載のとおり、当連結会計年度の期首より I F R S 第16号「リース」を適用しております。I F R S 第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法はリース期間に基づく定額法によっております。また、(リース取引関係)において、I F R S 第16号に基づくリース取引は、ファイナンス・リース取引の分類としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した連結会計年度において費用処理しております。ただし、一部の連結子会社については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で費用処理することとしております。

③ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

②連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

一部の在外連結子会社において、当連結会計年度の期首より I F R S 第16号「リース」を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースについて資産及び負債として認識することといたしました。本基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、当該会計基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。

その結果、当該会計基準の適用に伴い、有形固定資産の「使用権資産（純額）」が51億4千7百万円、流動負債の「リース債務」が16億6千2百万円、固定負債の「リース債務」が35億2千8百万円増加しております。

なお、当連結会計年度の損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書は営業活動によるキャッシュ・フローが15億9千7百万円増加し、財務活動によるキャッシュ・フローが同額減少しております。

(未適用の会計基準等)

1 当社及び国内連結子会社

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用予定であります。

2 在外連結子会社

- ・「リース」（米国会計基準A S U第2016-02号）

(1) 概要

本会計基準はリースの借手に、原則としてすべてのリースについて資産及び負債を認識すること等を要求するものであります。

(2) 適用予定日

2022年3月期から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

A S U第2016-02号の影響額は、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「リース債務」及び「固定負債」の「その他」に含めていた「リース債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた5,791百万円は、「リース債務」0百万円、「その他」5,790百万円として、「固定負債」の「その他」に表示していた705百万円は、「リース債務」0百万円、「その他」704百万円として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「固定資産除却損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「雑損失」に表示していた152百万円は、「固定資産除却損」61百万円、「その他」91百万円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの感染拡大は、製造業の設備投資需要や顧客の稼働に影響を与えており、2021年3月期の一定期間にわたり当社グループの業績に影響を与えるものと仮定し、たな卸資産の評価、固定資産の減損会計、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、この仮定は不確実性が高いため、影響が長期化した場合には、将来における実績値に基づく結果がこれらの見積り及び仮定とは異なる可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
関係会社出資金	207百万円	199百万円

上記の関係会社出資金は、投資その他の資産の「その他」に含めております。

※2 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3 コミットメントライン契約

運転資金の安定的かつ機動的な調達を目的に、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
コミットメントライン契約の総額	15,000百万円	15,000百万円
借入実行残高	—百万円	—百万円
差引額	15,000百万円	15,000百万円

4 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約は財務制限条項が付されており、下記のいずれかに該当した場合、本契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) 各連結会計年度末日の連結貸借対照表における純資産の部の合計金額が、直近の連結会計年度末日の連結貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額未満となった場合
- (2) 各連結会計年度の決算期の連結損益計算書における経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上した場合

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料手当	28,823百万円	30,293百万円
賞与引当金繰入	2,566百万円	2,613百万円
退職給付費用	1,315百万円	1,535百万円
役員賞与引当金繰入	35百万円	30百万円
業務委託料	21,064百万円	19,223百万円
運賃荷造費	14,415百万円	14,223百万円
貸倒引当金繰入	△32百万円	82百万円

※2 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
研究開発費	1,614百万円	1,556百万円

※3 減損損失の内訳は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

場所	用途	種類
東京都	遊休資産	ソフトウェア

当社グループは原則として、事業部門を基準にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については、個別の物件ごとにグルーピングを行っております。上記の資産は、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、ソフトウェア464百万円であります。

なお、売却及び将来の使用見込みがないため、回収可能価額を零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△105百万円	△5,696百万円
組替調整額	—百万円	—百万円
税効果調整前	△105百万円	△5,696百万円
税効果額	—百万円	—百万円
為替換算調整勘定	△105百万円	△5,696百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△11百万円	△45百万円
組替調整額	23百万円	27百万円
税効果調整前	11百万円	△18百万円
税効果額	△4百万円	5百万円
退職給付に係る調整額	7百万円	△12百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△11百万円	△6百万円
その他の包括利益合計	△109百万円	△5,715百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	283,439,597	316,900	—	283,756,497

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加	235,000株
新株予約権付社債の転換による増加	81,900株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	129,536	90	—	129,626

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	90株
-----------------	-----

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2012年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	14
	2014年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	108
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	713
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	342
	2018年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	152
合計			—	—	—	—	1,331

(注) 2016年、2017年、2018年の新株予約権の一部は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月14日 定時株主総会	普通株式	3,139	11.08	2018年3月31日	2018年6月20日
2018年10月29日 取締役会	普通株式	2,893	10.21	2018年9月30日	2018年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月13日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,117	10.99	2019年3月31日	2019年6月19日

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	283,756,497	271,700	—	284,028,197

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 271,700株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	129,626	—	10	129,616

(変動事由の概要)

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の売り渡しによる減少 10株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2012年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	10	
	2014年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	67	
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	452	
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	526	
	2018年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	346	
	2019年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	158	
合計			—	—	—	1,560	

(注) 2017年、2018年、2019年の新株予約権の一部は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月13日 定時株主総会	普通株式	3,117	10.99	2019年3月31日	2019年6月19日
2019年10月28日 取締役会	普通株式	2,130	7.51	2019年9月30日	2019年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,998	7.04	2020年3月31日	2020年6月22日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	50,684百万円	51,646百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△8,930百万円	△7,206百万円
現金及び現金同等物	41,753百万円	44,439百万円

※2 その他

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

在外子会社貸付金にかかる為替差収支58百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

在外子会社貸付金にかかる為替差収支△96百万円が含まれております。

3 重要な非資金取引の内容

転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
新株予約権の行使による資本金の増加額	56百万円	－百万円
新株予約権の行使による資本準備金の増加額	56百万円	－百万円
新株予約権の行使による新株予約権付社債の減少額	112百万円	－百万円

リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
使用権資産	－百万円	5,147百万円
リース債務	1百万円	5,193百万円

(注) 一部の在外連結子会社において、当連結会計年度の期首より I F R S 第16号「リース」を適用しているため、当該会社で締結したリース取引について、上記使用権資産及びリース債務を計上しております。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産

一部の在外連結子会社において、当連結会計年度の期首より I F R S 第16号「リース」を適用しております。当該会計基準の適用により、当該在外連結子会社における賃借料等を使用権資産として計上しております。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年以内	1,477百万円	3,898百万円
1年超	2,731百万円	17,535百万円
合計	4,209百万円	21,434百万円

※1 当連結会計年度において物流拠点を移転拡張したこと等により残高が増加しております。

2 一部の在外連結子会社において、当連結会計年度の期首より I F R S 第16号「リース」を適用しているため、当該子会社におけるオペレーティング・リース取引については前連結会計年度の金額にのみ含めております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にF A事業、金型部品事業、VONA事業において企画・販売を行っており、事業遂行上の設備投資計画については原則自己資金を充当しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引は、為替の変動リスクをヘッジする目的のみに利用する方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、グローバルに事業を展開していることから、外貨建債権・債務を保有しており、為替変動リスクに晒されております。

当社グループでは、原則外貨建債権・債務をネットしたポジションについて主に先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理ルールに従い、営業管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い大手金融機関とのみ取引を行っており、当社では重要な信用リスクはないと判断しております。当期の連結決算日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の債権・債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対し、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引については、現状主に先物為替予約を取扱っております。またその目的は、実需の外貨建債権・債務のヘッジに限定しております。当社のデリバティブ業務に関するリスク管理については、ファイナンス統括内の財務担当者による相互牽制およびチェックにより行われております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきファイナンス統括内にて定期的に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要な手許流動性を算定し、その金額を維持することで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額で、市場動向によって価額が変動することもあります。また、(デリバティブ取引関係)におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブの取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。(注2)をご参照ください。

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	50,684	50,684	—
(2) 受取手形及び売掛金	67,252	67,252	—
(3) 支払手形及び買掛金	(18,218)	(18,218)	—
(4) デリバティブ取引(*2)	(75)	(75)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	51,646	51,646	—
(2) 受取手形及び売掛金	63,178	63,178	—
(3) 支払手形及び買掛金	(17,448)	(17,448)	—
(4) デリバティブ取引(*2)	(4)	(4)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブに関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係)をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	6	6

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	50,684	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	67,252	—	—	—
合計	117,936	—	—	—

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	51,646	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	63,178	—	—	—
合計	114,824	—	—	—

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
前連結会計年度 (2019年3月31日)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の 取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	2,662	—	△37	△37
	ユーロ	372	—	2	2
	その他	37	—	△0	△0
	買建				
	日本円	1,344	—	△18	△18
	米ドル	201	—	△0	△0
	その他	90	—	△0	△0
	直物為替先渡取引				
売建					
インドネシアルピア	172	—	△20	△20	
合 計		4,880	—	△75	△75

(注) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の 取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	961	—	△7	△7
	日本円	28	—	△0	△0
	その他	31	—	△0	△0
	買建				
	日本円	1,136	—	11	11
	米ドル	246	—	7	7
	その他	310	—	△14	△14
	合 計		2,715	—	△4

(注) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

また、当社及び一部の連結子会社が加入していた複数事業主制度の日本金属プレス工業厚生年金基金（総合設立方式）は、2014年8月4日開催の代議員会で通常解散の方針が決議され、2016年9月29日付にて厚生労働大臣より解散認可を受け、当連結会計年度末現在、清算手続中であります。なお、当基金の解散による追加負担額の発生は見込まれておりません。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	6,484 百万円	7,257 百万円
勤務費用	989 百万円	1,225 百万円
利息費用	27 百万円	33 百万円
数理計算上の差異の発生額	83 百万円	37 百万円
退職給付の支払額	△304 百万円	△483 百万円
その他	△23 百万円	△68 百万円
退職給付債務の期末残高	7,257 百万円	8,002 百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	1,606 百万円	1,832 百万円
期待運用収益	27 百万円	171 百万円
数理計算上の差異の発生額	△3 百万円	△25 百万円
事業主からの拠出額	269 百万円	152 百万円
退職給付の支払額	△86 百万円	△84 百万円
その他	17 百万円	△51 百万円
年金資産の期末残高	1,832 百万円	1,994 百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び
退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,733 百万円	2,913 百万円
年金資産	△1,832 百万円	△1,994 百万円
	901 百万円	918 百万円
非積立型制度の退職給付債務	4,524 百万円	5,089 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,425 百万円	6,008 百万円
退職給付に係る負債	5,425 百万円	6,008 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,425 百万円	6,008 百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	989 百万円	1,225 百万円
利息費用	27 百万円	33 百万円
期待運用収益	△27 百万円	△171 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	105 百万円	42 百万円
その他	△2 百万円	△15 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,093 百万円	1,115 百万円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
数理計算上の差異	11 百万円	△18 百万円
合計	11 百万円	△18 百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識数理計算上の差異	113 百万円	132 百万円
合計	113 百万円	132 百万円

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
現金及び預金	29%	29%
一般勘定	71%	71%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率の決定のため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.32%~0.50%	0.44%~0.50%
長期期待運用収益率	1.75%	1.56%

なお、予想昇給率については、計算時を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

3 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金への要拠出額はありません。なお、上記1.に記載のとおり当該厚生年金基金は2014年8月4日開催の代議員会で通常解散の方針が決議され、2016年9月29日付にて厚生労働大臣より解散認可を受け、当連結会計年度末現在、清算手続中であります。

4 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度は224百万円、当連結会計年度240百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費（株式報酬費用）	626百万円	626百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2012年6月18日	2012年6月18日(注5)	2014年6月13日	2014年6月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名	当社及び完全子会社従業員33名	当社取締役5名	当社取締役4名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,440,000株	普通株式 375,000株	普通株式 39,000株	普通株式 133,800株
付与日	2012年7月3日	2012年7月3日	2014年11月7日	2014年11月7日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注3)	(注2)
対象勤務期間	2012年7月3日 ～2014年7月31日	2012年7月3日 ～2014年7月31日	(注4)	2014年11月7日 ～2017年11月6日
権利行使期間	2014年8月1日 ～2021年7月31日	2014年8月1日 ～2021年7月31日	2014年11月8日 ～2044年11月7日	2017年11月7日 ～2024年11月6日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年10月23日(注6)	2016年2月10日	2016年2月10日	2016年2月10日(注7)
付与対象者の区分及び人数	当社及び完全子会社従業員58名	当社取締役5名	当社取締役5名	当社及び完全子会社従業員69名
株式の種類及び付与数	普通株式 117,300株	普通株式 31,400株	普通株式 170,500株	普通株式 135,400株
付与日	2014年11月7日	2016年2月25日	2016年2月25日	2016年2月25日
権利確定条件	(注2)	(注3)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	2014年11月7日 ～2017年11月6日	(注4)	2016年2月25日 ～2019年2月24日	2016年2月25日 ～2019年2月24日
権利行使期間	2017年11月7日 ～2024年11月6日	2016年2月26日 ～2046年2月25日	2019年2月25日 ～2026年2月24日	2019年2月25日 ～2026年2月24日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年9月15日	2016年9月15日	2016年9月15日(注8)	2017年9月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名	当社取締役5名	当社及び完全子会社従業員84名	当社取締役4名
株式の種類及び付与数	普通株式 28,500株	普通株式 181,800株	普通株式 180,000株	普通株式 16,700株
付与日	2016年10月3日	2016年10月3日	2016年10月3日	2017年10月6日
権利確定条件	(注3)	(注2)	(注2)	(注3)
対象勤務期間	(注4)	2016年10月3日 ～2019年10月2日	2016年10月3日 ～2019年10月2日	(注4)
権利行使期間	2016年10月4日 ～2046年10月3日	2019年10月3日 ～2026年10月2日	2019年10月3日 ～2026年10月2日	2017年10月7日 ～2047年10月6日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年9月21日	2017年10月19日(注9)	2018年6月21日	2018年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名	当社及び完全子会社従業員90名	当社取締役4名	当社取締役4名
株式の種類及び付与数	普通株式 98,600株	普通株式 140,400株	普通株式 12,100株	普通株式 77,500株
付与日	2017年10月6日	2017年11月6日	2018年7月6日	2018年7月6日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注3)	(注2)
対象勤務期間	2017年10月6日 ～2020年10月5日	2017年11月5日 ～2020年11月4日	(注4)	2018年7月6日 ～2021年7月5日
権利行使期間	2020年10月6日 ～2027年10月5日	2020年11月6日 ～2027年11月5日	2018年7月7日 ～2048年7月6日	2021年7月6日 ～2028年7月5日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年10月18日(注10)	2019年6月20日	2019年6月20日	2019年10月17日(注11)
付与対象者の区分及び人数	当社及び完全子会社従業員101名	当社取締役5名	当社取締役4名	当社及び完全子会社従業員108名
株式の種類及び付与数	普通株式 168,000株	普通株式 18,100株	普通株式 76,400株	普通株式 175,100株
付与日	2018年11月2日	2019年7月5日	2019年7月5日	2019年11月1日
権利確定条件	(注2)	(注3)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	2018年11月2日 ～2021年11月1日	(注4)	2019年7月5日 ～2022年7月4日	2019年11月1日 ～2022年10月31日
権利行使期間	2021年11月2日 ～2028年11月1日	2019年7月6日 ～2049年7月5日	2022年7月5日 ～2029年7月4日	2022年11月1日 ～2029年10月31日

- (注) 1 2015年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。また、新株予約権の割当を受けた者は、次の①～④に該当した場合、権利を行使することができない。
- ①新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位を喪失した場合
- ②当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員を解任された場合
- ③新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合
- ④新株予約権の割当を受けた者が、自ら破産手続開始を申し立てた場合または破産手続開始決定を受けた場合
- 3 新株予約権の割当を受けた者は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。また、新株予約権の割当を受けた者は、次の①～③に該当した場合、権利を行使することができない。
- ①新株予約権の割当を受けた者が、当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員を解任・解雇された場合
- ②新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合
- ③新株予約権の割当を受けた者が、破産手続開始を自ら申請した場合、または破産手続開始決定を受けた場合
- 4 対象勤務期間の定めはありません。
- 5 2012年6月18日の取締役会決議により付与されたものであります。
- 6 2014年10月23日の取締役会決議により付与されたものであります。
- 7 2016年2月10日の取締役会決議により付与されたものであります。
- 8 2016年9月15日の取締役会決議により付与されたものであります。
- 9 2017年10月19日の取締役会決議により付与されたものであります。
- 10 2018年10月18日の取締役会決議により付与されたものであります。
- 11 2019年10月17日の取締役会決議により付与されたものであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2012年6月18日	2012年6月18日	2014年6月13日	2014年6月13日
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	56,700	47,100	21,900	17,700
権利確定	—	—	—	—
権利行使	18,900	9,900	—	17,700
失効	—	—	—	—
未行使残	37,800	37,200	21,900	—

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年10月23日	2016年2月10日	2016年2月10日	2016年2月10日
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	55,200	18,100	38,700	89,900
権利確定	—	—	—	—
権利行使	18,600	—	28,300	28,000
失効	—	—	—	—
未行使残	36,600	18,100	10,400	61,900

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年9月15日	2016年9月15日	2016年9月15日	2017年9月21日
権利確定前				
前連結会計年度末	—	181,800	132,700	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	181,800	132,700	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	15,400	—	—	11,500
権利確定	—	181,800	132,700	—
権利行使	—	107,900	42,400	—
失効	—	—	2,200	—
未行使残	15,400	73,900	88,100	11,500

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年9月21日	2017年10月19日	2018年6月21日	2018年6月21日
権利確定前				
前連結会計年度末	98,600	121,300	—	77,500
付与	—	—	—	—
失効	—	11,900	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	98,600	109,400	—	77,500
権利確定後				
前連結会計年度末	—	—	12,100	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	12,100	—

(単位：株)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年10月18日	2019年6月20日	2019年6月20日	2019年10月17日
権利確定前				
前連結会計年度末	166,300	—	—	—
付与	—	18,100	76,400	175,100
失効	15,800	—	—	11,500
権利確定	—	18,100	—	—
未確定残	150,500	—	76,400	163,600
権利確定後				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	18,100	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	18,100	—	—

(注) 2015年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記ストック・オプションの数については、当該株式分割後の株数に換算して記載しております。

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2012年6月18日	2012年6月18日	2014年6月13日	2014年6月13日
権利行使価格（円）	631	631	1	1
行使時平均株価（円）	2,900	2,780	—	2,630
付与日における 公正な評価単価（円）	141	141	1,172	1,136

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年10月23日	2016年2月10日	2016年2月10日	2016年2月10日
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	2,648	—	2,700	2,671
付与日における 公正な評価単価（円）	1,136	1,483	1,428	1,428

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年9月15日	2016年9月15日	2016年9月15日	2017年9月21日
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	—	2,723	2,552	—
付与日における 公正な評価単価（円）	1,876	1,809	1,809	2,786

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年9月21日	2017年10月19日	2018年6月21日	2018年6月21日
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価（円）	2,726	3,073	3,147	3,126

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年10月18日	2019年6月20日	2019年6月20日	2019年10月17日
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価（円）	2,345	2,652	2,626	2,644

(注) 2015年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。権利行使価格、行使時平均株価及び付与日における公正な評価単価につきましては、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 2019年6月20日決議（2019年7月5日付与分）

①使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

②使用した主な基礎数値及びその見積方法

イ 株価変動性 33.57%

2014年4月～2019年7月までの株価実績に基づき算定しております。

ロ 予想残存期間 5.2年

ストック・オプション報酬規程に定めている各役職のストック・オプション報酬基準額で加重平均することにより、見積もっております。

ハ 予想配当 21.20円/株

直近1年間の配当実績に基づいております。

ニ 無リスク利率 Δ 0.26%

残存期間が予想残存期間に近似する長期国債の複利利回りの平均値を使用しております。

(2) 2019年6月20日決議（2019年7月5日付与分）

①使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

②使用した主な基礎数値及びその見積方法

イ 株価変動性 32.65%

2013年1月～2019年7月までの株価実績に基づき算定しております。

ロ 予想残存期間 6.5年

算定時点から権利行使期間の中間点までの期間と推定して見積もっております。

ハ 予想配当 21.20円/株

直近1年間の配当実績に基づいております。

ニ 無リスク利率 Δ 0.26%

残存期間が予想残存期間に近似する長期国債の複利利回りの平均値を使用しております。

(3) 2019年10月17日決議（2019年11月1日付与分）

①使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

②使用した主な基礎数値及びその見積方法

イ 株価変動性 33.42%

2013年5月～2019年11月までの株価実績に基づき算定しております。

ロ 予想残存期間 6.5年

算定時点から権利行使期間の中間点までの期間と推定して見積もっております。

ハ 予想配当 18.50円/株

直近1年間の配当実績に基づいております。

ニ 無リスク利率 Δ 0.27%

残存期間が予想残存期間に近似する長期国債の複利利回りの平均値を使用しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
棚卸資産評価損	928百万円	991百万円
未払事業税	150百万円	200百万円
賞与引当金	579百万円	529百万円
棚卸資産に関する未実現利益	472百万円	562百万円
退職給付に係る負債	1,737百万円	1,921百万円
減価償却超過額	781百万円	569百万円
繰越欠損金(注)	786百万円	661百万円
その他	1,584百万円	1,814百万円
繰延税金資産小計	7,022百万円	7,251百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△733百万円	△353百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△181百万円	△287百万円
評価性引当額小計	△914百万円	△641百万円
繰延税金資産合計	6,107百万円	6,610百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△81百万円	△79百万円
無形固定資産時価評価	△1,273百万円	△1,145百万円
その他	△723百万円	△1,000百万円
繰延税金負債合計	△2,078百万円	△2,226百万円
繰延税金資産の純額	4,028百万円	4,383百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	107	164	135	132	31	216	786百万円
評価性引当額	△107	△110	△135	△132	△31	△216	△733百万円
繰延税金資産	—	53	—	—	—	—	53百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	80	115	85	32	22	324	661百万円
評価性引当額	△80	△115	△85	△32	△5	△32	△353百万円
繰延税金資産	—	—	—	—	16	291	(c)308百万円

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(c) 税務上の繰越欠損金661百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産308百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
役員賞与否認	0.0%	0.0%
交際費等損金不算入項目	0.1%	0.0%
住民税均等割等	0.1%	0.1%
評価性引当金の減少	△0.4%	0.7%
子会社の適用税率差	△3.4%	△2.6%
税率変更による影響額	—%	0.2%
税額控除	△2.7%	△0.9%
その他	△0.1%	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.3%	27.4%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、株式会社ミスミグループ本社（当社）、連結子会社49社、非連結子会社1社及び関連会社2社で構成されており、FA事業、金型部品事業、VONA事業の3つの領域において事業を展開しております。

「FA事業」はFA（ファクトリーオートメーション）などの生産システムの合理化・省力化で使用される自動機の標準部品、高精度の精密生産装置に利用される自動位置決めモジュール、光技術関連の各種実験研究機器の開発・提供と電子機器類のデジタル化に伴い変化する各種機器生産現場への部材などを開発・提供しております。

「金型部品事業」は主に自動車、電子・電機機器分野に金属塑性加工用プレス金型、プラスチック射出成形用金型に組み込む金型標準部品、精密金型部品の開発・提供をしております。

「VONA事業」はミスミブランド以外のメーカー品も取り揃えた、ウェブ販売を中心とする一般流通品事業です。生産設備関連部品に加えて、製造副資材やMRO（消耗品）などを提供しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載の方法と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結 損益計算書 計上額
	FA事業	金型部品 事業	VONA 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	109,230	76,443	146,262	331,936	—	331,936
セグメント間の内部売上高	—	—	—	—	—	—
計	109,230	76,443	146,262	331,936	—	331,936
セグメント利益	18,835	6,109	6,929	31,874	—	31,874
のれん等償却前セグメント利益※	18,835	6,725	6,929	32,490	—	32,490

※（参考情報）

セグメント利益にDayton Lamina Corporation買収にかかるその他無形固定資産の償却費を加算した利益

(注) 当社グループにおいては、内部管理上、資産（又は負債）を報告セグメントごとに配分していないため、報告セグメント別の資産（又は負債）を記載しておりません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結 損益計算書 計上額
	F A 事業	金型部品 事業	VONA 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	99,403	72,413	141,519	313,337	—	313,337
セグメント間の内部売上高	—	—	—	—	—	—
計	99,403	72,413	141,519	313,337	—	313,337
セグメント利益	12,578	5,009	6,052	23,640	—	23,640
のれん等償却前セグメント利益※	12,578	5,616	6,052	24,247	—	24,247

※ (参考情報)

セグメント利益にDayton Lamina Corporation買収にかかるその他無形固定資産の償却費を加算した利益

(注) 当社グループにおいては、内部管理上、資産（又は負債）を報告セグメントごとに配分していないため、報告セグメント別の資産（又は負債）を記載しておりません。

- 4 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）
該当事項はありません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)売上高

(単位：百万円)

日本	中国	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	その他	計
176,127	56,837	47,849	28,236	17,255	5,630	331,936

(注) 売上高は当社グループの本邦と本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(2)有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中国	ベトナム	アメリカ	その他	計
14,367	7,889	8,440	3,263	3,675	37,637

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)売上高

(単位：百万円)

日本	中国	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	その他	計
168,331	50,406	44,872	28,001	15,999	5,724	313,337

(注) 売上高は当社グループの本邦と本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(2)有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中国	ベトナム	アメリカ	その他	計
16,202	8,018	7,761	4,927	8,594	45,503

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

固定資産の減損損失は報告セグメントに配分しておりません。当該減損損失は464百万円であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	717.56円	737.99円
1株当たり当期純利益金額	84.80円	58.18円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	84.48円	57.98円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	205,424	211,630
普通株式に係る純資産額(百万円)	203,520	209,514
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	1,331	1,560
非支配株主持分	572	555
普通株式の発行済株式数(千株)	283,756	284,028
普通株式の自己株式数(千株)	129	129
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	283,626	283,898

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	24,034	16,504
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	24,034	16,504
普通株式の期中平均株式数(千株)	283,426	283,700
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)		
新株予約権	1,085	950
普通株式増加数(千株)	1,085	950
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の 概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	0	1,663	1.2	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	0	3,529	0.9	2021年4月30日～ 2028年3月31日
合計	1	5,193	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、リース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	1,351	829	327	325

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	79,042	157,133	235,786	313,337
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	5,783	11,566	17,648	22,781
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	4,311	8,510	12,919	16,504
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	15.20	30.00	45.54	58.18

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	15.20	14.80	15.54	12.63

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,484	14,518
未収入金	※1 4,507	※1 5,632
関係会社預け金	13,481	12,193
その他	※1 2,201	※1 36
流動資産合計	30,675	32,381
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	32,320	32,320
関係会社長期貸付金	6,093	6,093
繰延税金資産	871	944
その他	110	110
投資その他の資産合計	39,394	39,467
固定資産合計	39,394	39,467
資産合計	70,070	71,849
負債の部		
流動負債		
未払金	※1 2,902	※1 3,723
未払法人税等	1,021	1,266
賞与引当金	158	180
役員賞与引当金	35	30
関係会社預り金	—	1,016
その他	130	461
流動負債合計	4,248	6,678
固定負債		
退職給付引当金	1,301	1,367
その他	47	47
固定負債合計	1,349	1,415
負債合計	5,597	8,093

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,023	13,231
資本剰余金		
資本準備金	19,721	19,929
その他資本剰余金	557	557
資本剰余金合計	20,278	20,486
利益剰余金		
利益準備金	402	402
その他利益剰余金		
別途積立金	27,400	27,400
繰越利益剰余金	2,115	753
利益剰余金合計	29,917	28,555
自己株式	△79	△79
株主資本合計	63,140	62,194
新株予約権	1,331	1,560
純資産合計	64,472	63,755
負債純資産合計	70,070	71,849

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益	※1 26,248	※1 23,608
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1, ※2 21,705	※1, ※2 19,557
営業利益	4,542	4,051
営業外収益		
受取利息	※1 149	※1 142
雑収入	6	15
営業外収益合計	155	157
営業外費用		
支払利息	※1 0	※1 0
為替差損	42	27
株式交付費	0	—
雑損失	2	3
営業外費用合計	45	31
経常利益	4,653	4,177
税引前当期純利益	4,653	4,177
法人税、住民税及び事業税	△22	365
法人税等調整額	297	△72
法人税等合計	274	292
当期純利益	4,379	3,885

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	12,812	19,510	557	20,067	402	27,400	3,768	31,571
当期変動額								
新株の発行	211	211	—	211	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△6,032	△6,032
当期純利益	—	—	—	—	—	—	4,379	4,379
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	211	211	—	211	—	—	△1,653	△1,653
当期末残高	13,023	19,721	557	20,278	402	27,400	2,115	29,917

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△79	64,371	986	65,358
当期変動額				
新株の発行	—	422	—	422
剰余金の配当	—	△6,032	—	△6,032
当期純利益	—	4,379	—	4,379
自己株式の取得	△0	△0	—	△0
自己株式の処分	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	—	—	344	344
当期変動額合計	△0	△1,231	344	△886
当期末残高	△79	63,140	1,331	64,472

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	13,023	19,721	557	20,278	402	27,400	2,115	29,917
当期変動額								
新株の発行	208	208	—	208	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△5,247	△5,247
当期純利益	—	—	—	—	—	—	3,885	3,885
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	208	208	0	208	—	—	△1,362	△1,362
当期末残高	13,231	19,929	557	20,486	402	27,400	753	28,555

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△79	63,140	1,331	64,472
当期変動額				
新株の発行	—	416	—	416
剰余金の配当	—	△5,247	—	△5,247
当期純利益	—	3,885	—	3,885
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	0	0	—	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	—	—	229	229
当期変動額合計	0	△946	229	△716
当期末残高	△79	62,194	1,560	63,755

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した事業年度において費用処理しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に係る注記

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
未収入金	4,507百万円	5,632百万円
その他（流動資産）	2,110百万円	一百万円
未払金	2,897百万円	3,708百万円

2 偶発債務

当社は、関係会社が行う為替予約および信用状の開設等について、その取引銀行と同取引に係る保証契約を締結しております。保証債務の極度額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.	1,109百万円	1,088百万円
MISUMI KOREA CORP.	221百万円	217百万円
MISUMI TAIWAN CORP.	110百万円	108百万円
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	99百万円	97百万円
MISUMI USA, INC.	22百万円	21百万円
MISUMI Europa GmbH	24百万円	23百万円
PT. MISUMI INDONESIA	120百万円	120百万円
MISUMI Vietnam CO., LTD.	233百万円	228百万円
MISUMI Investment USA Corporation	34百万円	29百万円
スルガセイキ科技(上海)有限公司	44百万円	一百万円
スルガセイキ(上海)有限公司	133百万円	一百万円
計	2,155百万円	1,936百万円

上記のほか、関係会社の建物賃貸借契約に係る債務について保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
MISUMI Mexico S. de R.L. de C.V.	74百万円	59百万円
Dayton Progress (Mexico), S. de R.L. de C.V.	207百万円	164百万円
計	282百万円	224百万円

3 コミットメントライン契約

運転資金の安定的かつ機動的な調達を目的に、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
コミットメントライン契約の総額	15,000百万円	15,000百万円
借入実行残高	一百万円	一百万円
差引額	15,000百万円	15,000百万円

4 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約は財務制限条項が付されており、下記のいずれかに該当した場合、本契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) 各事業年度末日の連結貸借対照表における純資産の部の合計金額が、直近の事業年度末日の連結貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額未満となった場合
- (2) 各事業年度の決算期の連結損益計算書における経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上した場合

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益	26,248百万円	23,608百万円
販売費及び一般管理費	846百万円	900百万円
受取利息	148百万円	141百万円
支払利息	0百万円	0百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料手当	4,306百万円	4,437百万円
賞与引当金繰入	161百万円	180百万円
役員賞与引当金繰入	35百万円	30百万円
退職給付費用	294百万円	365百万円
賞与	1,143百万円	1,196百万円
業務委託料	9,378百万円	7,113百万円

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
子会社株式	32,320	32,320
計	32,320	32,320

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
新株予約権	402百万円	474百万円
退職給付引当金	398百万円	418百万円
賞与引当金	48百万円	55百万円
未払事業税	19百万円	30百万円
長期未払金	14百万円	14百万円
一括償却資産	5百万円	—百万円
その他	42百万円	7百万円
繰延税金資産小計	931百万円	1,001百万円
評価性引当金	—百万円	—百万円
繰延税金資産合計	931百万円	1,001百万円
繰延税金負債		
組織再編に伴う関係会社株式	57百万円	57百万円
その他	2百万円	—百万円
繰延税金負債合計	59百万円	57百万円
繰延税金資産純額	871百万円	944百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金益金不算入	△21.8%	△22.8%
所得拡大促進税制特別控除	△3.7%	—%
交際費等損金不算入項目	0.2%	0.1%
役員賞与否認	0.2%	0.2%
住民税均等割	0.1%	0.1%
その他	0.2%	△1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.9%	7.0%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】
【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	158	180	158	180
役員賞与引当金	35	30	35	30

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・ 売渡し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.misumi.co.jp/ir/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|--|-----------------|-------------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類
並びに確認書 | 事業年度
(第57期) | 自 2018年4月1日
至 2019年3月31日 | 2019年6月21日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第57期) | 自 2018年4月1日
至 2019年3月31日 | 2019年6月21日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書
及びその確認書 | 第1四半期
(第58期) | 自 2019年4月1日
至 2019年6月30日 | 2019年8月2日
関東財務局長に提出。 |
| | 第2四半期
(第58期) | 自 2019年7月1日
至 2019年9月30日 | 2019年11月5日
関東財務局長に提出。 |
| | 第3四半期
(第58期) | 自 2019年10月1日
至 2019年12月31日 | 2020年2月5日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | | | |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書 | | | 2019年10月18日
関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書 | | | 2019年11月25日
関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書 | | | 2019年11月25日
関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書 | | | 2020年1月24日
関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 | | | 2020年6月17日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書の訂正報告書 | | | |
| 2019年6月21日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）にかかる訂正報告書 | | | 2019年7月8日
関東財務局長に提出。 |
| 2019年6月21日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）にかかる訂正報告書 | | | 2019年7月8日
関東財務局長に提出。 |
| 2019年10月18日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）にかかる訂正報告書 | | | 2019年11月5日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月24日

株式会社 ミスミグループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 原 伸 太 朗 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミスミグループ本社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミスミグループ本社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と

しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ミスミグループ本社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ミスミグループ本社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月24日

株式会社 ミスミグループ本社
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 早 稲 田 宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 杉 原 伸 太 朗 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミスミグループ本社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミスミグループ本社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【会社名】	株式会社ミスミグループ本社
【英訳名】	MISUMI Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 西 本 甲 介
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 CFO 男 澤 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都文京区後楽二丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役会長 西本甲介及び常務取締役CFO男澤一郎は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である2020年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

財務報告に係る内部統制の評価手続の概要については、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」という。）の整備及び運用状況を評価した上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。また、当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とし、全社的な内部統制、及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社及び連結子会社について評価の対象とし、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。なお、金額的及び質的影響の重要性の観点から、僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用関連会社については、全社的な内部統制の範囲に含めておりません。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結売上高を指標に、その概ね2/3程度の割合に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定し、それらの事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「売上高」「売掛金」「たな卸資産」「仕入高」「買掛金」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象に関する業務プロセスや、見積りや予測をとまなう重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、個別に評価の対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2020年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月26日

【会社名】 株式会社ミスミグループ本社

【英訳名】 MISUMI Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 西 本 甲 介

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役 CFO 男 澤 一 郎

【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽二丁目5番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長西本甲介及び当社常務取締役CFO男澤一郎は、当社の第58期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

